

令和元年度

# 包括外部監査結果報告書

「奈良市教育委員会の学校教育に係る  
財務事務の執行について」

令和2年3月

奈良市包括外部監査人

公認会計士 大川幸一



## 目次

第1 包括外部監査の概要 .....	1
【1】外部監査の種類.....	1
【2】選定した特定の事件（テーマ） .....	1
【3】特定の事件（テーマ）を選定した理由 .....	1
【4】包括外部監査対象期間.....	1
【5】外部監査の方法.....	1
1. 監査の要点及び視点 .....	1
2. 主な監査手続 .....	2
【6】外部監査の実施時期 .....	2
【7】外部監査補助者の資格と名称.....	2
【8】利害関係 .....	2
【9】財務情報等.....	2
第2 監査対象の概要.....	3
【1】教育委員会の概要.....	3
1. 教育委員会の職務権限.....	3
2. 奈良市における教育委員会の構成 .....	4
3. 教育委員会と学校.....	6
【2】奈良市の教育に関連する計画及び評価について .....	7
1. 奈良市の作成する計画の概要.....	7
2. 総合計画の概要 .....	8
3. 教育大綱の概要 .....	9
4. 基本計画の概要 .....	10
5. 中学校区ビジョン・学校ビジョン .....	12
6. 計画と評価.....	13
【3】市立学校の概要.....	15
1. 市立小学校の概要.....	15
2. 市立中学校の概要.....	17
3. 奈良市における児童・生徒数及び学校数の推移 .....	18
4. 奈良市における教育費の推移及び中核市平均との比較 .....	19
第3 全般的結果及び意見 .....	20
1. 全般的意見／計画と評価の整合性 .....	20

第4 結果及び意見 .....	30
【1】教育政策課.....	30
1. 教育政策課の事務分掌.....	30
2. 平成30年度決算額の内訳（事業別） .....	30
3. 監査の結果及び意見 .....	30
【2】教育総務課.....	31
1. 教育総務課の事務分掌.....	31
2. 平成30年度決算額の内訳（事業別） .....	32
3. 監査の結果及び意見 .....	33
(1) 学校における物品管理について .....	33
(2) 物品の検収について.....	34
【3】教職員課 .....	35
1. 教職員課の事務分掌 .....	35
2. 平成30年度決算額の内訳（事業別） .....	35
3. 監査の結果及び意見 .....	37
(1) 教職員の長時間労働の解消に向けての取組について .....	37
(2) 健康管理医による面接指導について .....	40
(3) ストレスチェックの実施について.....	44
【4】地域教育課.....	47
1. 地域教育課の事務分掌.....	47
2. 平成30年度決算額の内訳（事業別） .....	48
3. 監査の結果及び意見 .....	48
(1) 放課後児童クラブにおける食事の提供について.....	48
(2) 放課後児童クラブにおける学習プログラムについて .....	49
(3) 放課後児童クラブの育成料について .....	50
(4) バンビーホームに関する中長期修繕計画について .....	51
【5】学校教育課.....	52
1. 学校教育課の事務分掌.....	52
2. 平成30年度決算額の内訳（事業別） .....	53
3. 監査の結果及び意見 .....	54
(1) ICT活用の状況について .....	54
(2) 情報セキュリティ監査について .....	54
(3) 学校運営協議会について .....	55
(4) 学校評価について .....	56
(5) 学校ごとの課題等を記録した資料の作成について .....	57

【6】 いじめ防止生徒指導課.....	59
1. いじめ防止生徒指導課の事務分掌 .....	59
2. 平成30年度決算額の内訳（事業別） .....	59
3. 監査の結果及び意見 .....	59
(1) いじめ対応支援員について.....	59
【7】 保健給食課.....	61
1. 保健給食課の事務分掌.....	61
2. 平成30年度決算額の内訳（事業別） .....	61
3. 監査の結果及び意見 .....	62
(1) 委託業者への指導・監督について.....	62
(2) 委託業者の選定について .....	63
(3) 未収債権の管理状況について.....	64
【8】 教育支援・相談課.....	67
1. 教育支援・相談課の事務分掌.....	67
2. 平成30年度決算額の内訳（事業別） .....	68
3. 監査の結果及び意見 .....	69
(1) 奈良市教育委員会施策評価報告書における評価について .....	69
【9】 小学校・中学校.....	71
1. 小学校・中学校の選定方法 .....	71
2. 監査の結果及び意見 .....	71
(1) 物品管理について .....	71
(2) 労務管理について .....	72
(3) USBメモリの管理について .....	73
(4) シルバー人材センターへの業務委託について .....	74



## 第1 包括外部監査の概要

### 【1】外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項の規定に基づく包括外部監査

### 【2】選定した特定の事件（テーマ）

奈良市教育委員会の学校教育に係る財務事務の執行について

### 【3】特定の事件（テーマ）を選定した理由

奈良市は、若い世代が安心して子どもを育てられ、高齢者が生き生きと暮らし続けられるまち、観光を中心とした地域経済の活性化等を目指し、奈良市第4次総合計画後期基本計画において「子どもの夢・未来戦略」「安心・健康長寿戦略」「観光力アップ戦略」の3分野を重点的戦略として位置付けている。奈良市教育委員会では、奈良市教育振興基本計画を策定し、「21世紀の社会をたくましく生き抜く人材の育成」を目標に掲げ、その達成に向けた基本方針と主な施策を示している。

グローバル化、人口減少・少子高齢化の進行、いじめや不登校の問題など、学校教育を取り巻く環境は大きく変化しており、学校教育に対する市民からのニーズも多様化・高度化している。また、英語やICTの活用など教育の充実が求められている中、平成31年度当初予算において、市の教育費は104億円と一般会計の7.8%を占めている。一方で、市の財政は、税収の減少や社会保障関係費の増加などにより今後も厳しい状況となることが予想され、教育分野においても、事務の効率的かつ効果的な実施は強く求められることになる。

以上のことから、学校教育に関する財務事務が適正に行われているかどうかについて検討することは有用であると判断し、本年度のテーマに選定することとした。

### 【4】包括外部監査対象期間

平成30年度（自平成30年4月1日 至平成31年3月31日）

ただし、必要に応じて過年度及び令和元年度の一部についても監査対象とした。

### 【5】外部監査の方法

#### 1. 監査の要点及び視点

- 学校教育に関する財務事務が、関連法令、条例、規則等に準拠して適切に行われているか。
- 上記事務の執行や手続等が、効率的に行われ、また適切なタイミングで見直されているか。

## 2. 主な監査手続

- 所管部署の担当者に質問するとともに、関係書類の閲覧を行うことで、各事業の概要を把握した。
- 小学校・中学校について、校長ヒアリング及び視察を実施した。
- 上記の手続を通じて検出された問題点について改善策を検討した。

### 【6】外部監査の実施時期

令和元年8月5日から令和2年3月19日まで

### 【7】外部監査補助者の資格と名称

公認会計士	寺川徹也
公認会計士	鷺見 渉
公認会計士	柳川英紀
会計士試験合格者	松田章汰
会計士試験合格者	吉岡千浩

### 【8】利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29に規定する利害関係はない。

### 【9】財務情報等

本報告書に記載した財務情報等は、奈良市教育委員会の担当職員への質問及び奈良市教育委員会から提出された資料に基づき作成されたものである。当該財務情報等の金額については、原則、表示単位未満を切り捨てているが、入手した資料によっては四捨五入しているものをそのまま表記しているものもある。また、本報告書中の表の合計値は、端数処理の関係で総数と内訳の合計とが一致しない場合がある。



## 第2 監査対象の概要

### 【1】教育委員会の概要

#### 1. 教育委員会の職務権限

教育委員会は、教育に関する事務を管理し執行する機関として、全ての都道府県及び市町村に置かれている行政委員会である。行政委員会とは、法の求めるところにより、全ての地方公共団体に置かなければならない執行機関であり、行政機関の長である首長の指揮監督を受けない（地方自治法第180条の5）。教育委員会は、首長から独立した執行機関として、自らの判断と責任において、教育に関する事務を執行することにより、教育の政治的中立性を担保している。

教育行政への責任を有する教育委員会は、教育長及び4人の委員をもって組織する。教育行政への市民参加及び政治的中立性の確保という観点から、教育委員は教育等の識見を有する市民の中から、年齢・性別・職業等に著しい偏りが生じないように選出し、首長が議会の同意を得て、任命することとされている（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地教行法」という。）第3条及び第4条）。

市における教育長及び教育委員は、下表のとおりである。

区分	氏名	性別	職業
教育長	中室雄俊	男性	元中学校長 元行政職員
委員 教育長職務代理	都築由美	女性	フリーアナウンサー
委員	畑中康宣	男性	会社経営者 ※保護者代表
委員	柳澤保徳	男性	一般社団法人役員
委員	岡本充智	男性	会社経営者

（出所：市HPを基に監査人が作成）

教育委員会には、教育委員会の権限に属する事務を処理させるため、事務局が置かれる。また、教育委員会は、地教行法第25条に基づき、一定の事項を除く事務を教育長に委任することができる。市では、教育の基本的な部分を教育委員会が管理・執行する事務とし、その他の事務について、教育長に事務を委任し、事務局は当該事務を処理している。

市教育委員会が管理・執行する事務として、教育長に対する事務委任規則（昭和27年教育委員会規則第6号）第1条で定めた範囲は下表のとおりである。

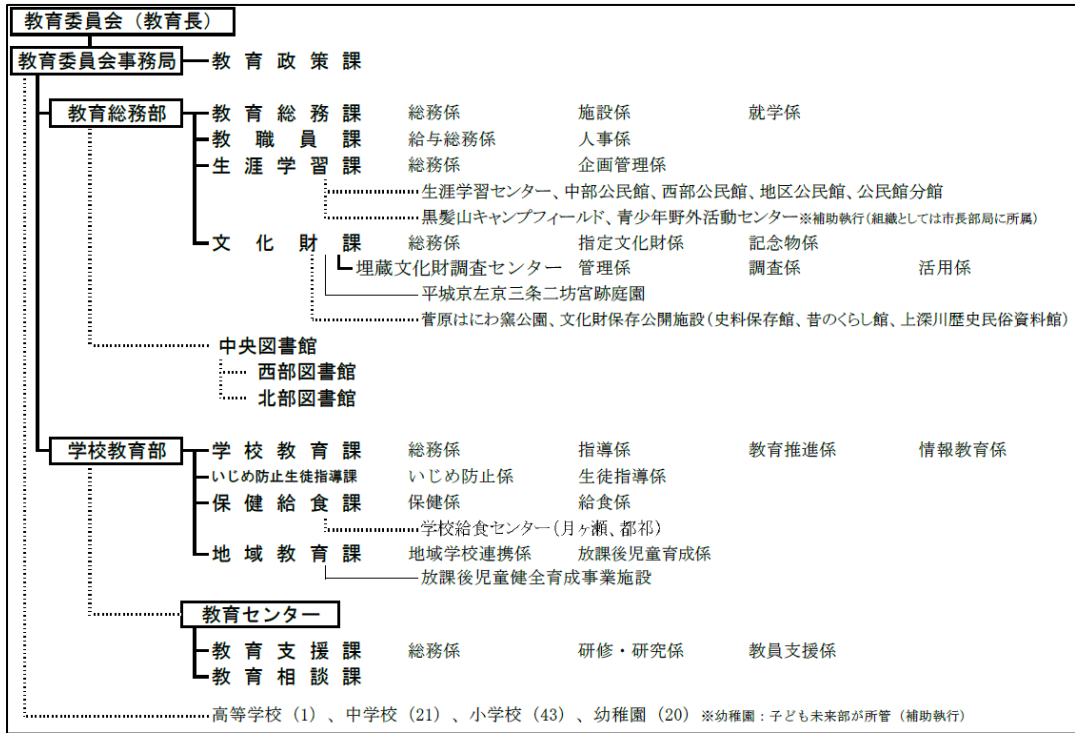
奈良市教育委員会が管理・執行する事務
(1) 教育に関する事務の管理及び基本的な方針に関すること
(2) 学校その他教育機関の設置及び廃止を決定すること
(3) 教育に関する予算及び議会の議決を経るべき議案について意見を申し出ること
(4) 教科用図書の採択を決定すること
(5) 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他人事に関すること
(6) 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること
(7) 法律又は条例に基づく教育委員会の附属機関等（教科用図書選定委員会その他重要なものを含む。）の委員の委嘱に関すること並びに附属機関に対する諮問事項に関すること
(8) 教育委員会の権限に属する事務（教育長委任事務を含む。）の管理並びに執行状況の点検及び評価に関すること
(9) 児童生徒の出席停止に関すること

## 2. 奈良市における教育委員会の構成

市教育委員会には、教育委員会事務局及び小中学校等の教育機関が置かれている。平成30年度の市教育委員会の組織図は、以下のとおりである。組織図からも分かるように、市教育委員会の職務権限に属する事務の内容は多岐にわたっている。本包括外部監査においては、学校教育と深く関連する事務を監査対象とした。そのため、文化財課や図書館、幼稚園等については監査対象から除外している。また、市における市立高等学校が1校あるが、監査対象から除外した。

なお、平成31年4月に、大幅な組織変更を行っていることから、組織変更後の組織図も参考として掲載している。

【平成 30 年度組織図】



（出所：市ホームページ）

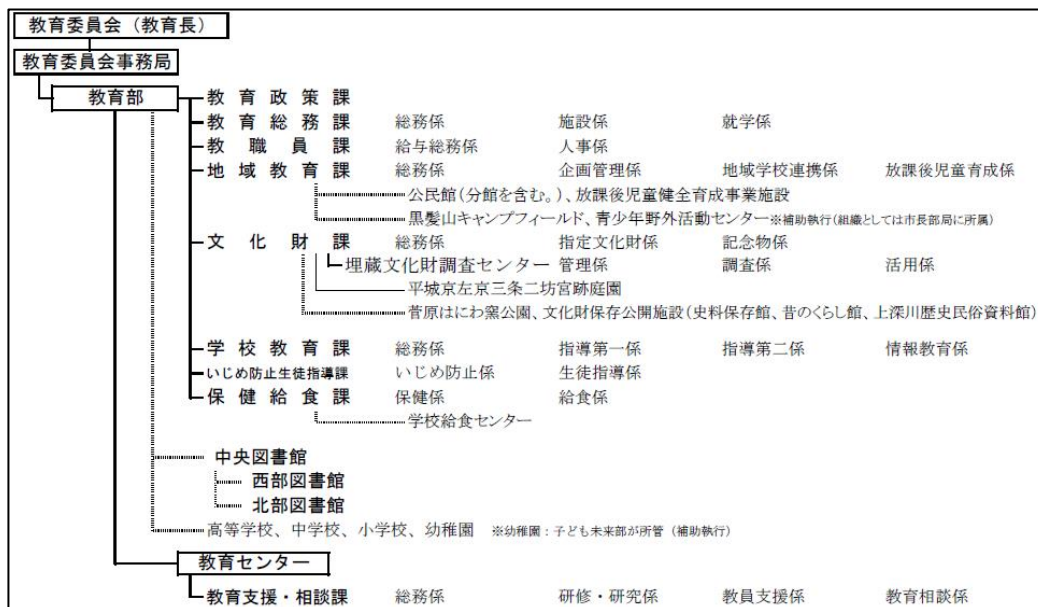
【所属別職員数(平成 30 年 4 月 1 日現在)】

※非常勤・臨時職員等の人数は除く。

部	部別 人数	課	課別 人数	内訳	
				常勤職員	再任用職員
教育委員会事務局	214	教育政策課	8	7	1
		高等学校	63	60	3
		中学校	18	15	3
		小学校	67	54	13
		幼稚園	58	51	7
教育総務部	96	教育総務課	22	19	3
		教職員課	15	11	4
		生涯学習課	10	9	1
		文化財課	14	13	1
		史料保存館	2	2	-
		埋蔵文化財調査センター	17	17	-
		中央図書館	8	6	2
		西部図書館	4	3	1
学校教育部	77	学校教育課	21	19	2
		いじめ防止生徒指導課	8	8	-
		保健給食課	11	11	-
		月ヶ瀬学校給食センター	2	-	2
		都祁学校給食センター	3	2	1
		地域教育課	10	10	-
		教育支援課	12	12	-
		教育相談課	10	8	2
合計	387		387	340	47

（出所：市教育委員会から入手した資料を監査人が加工）

新組織図（平成 31 年 4 月 1 日現在）



(出所：市ホームページ)

### 3. 教育委員会と学校

学校には、各学校の主體的な教育実践のために、多くの裁量が与えられている。各学校（校長）と教育委員会との職務の分担は、文部科学省初等中等教育局「教育委員会制度について」（平成 25 年 2 月）によると、下表のように整理されている。各学校は、教育委員会の定めた基本方針に沿って、生徒や保護者等の要請に対応しながら、教育内容を具体的に決定し、実施することが認められている。

事項	教育委員会の職務	校長の職務
基本事項	○学校の設置、管理及び廃止に関する事務の管理及び執行 ○学校管理規則の制定	○校務をつかさどる
教育課程 (カリキュラム)	○教育課程の管理 ○教科書その他の教材の取扱いに関する事務の管理、執行 ○教材の取扱いについての規則の制定 ○学期及び長期休業日等の指定	○教育課程の編成・実施 ○年間指導計画等の策定、教育委員会への届出等 ○指導要録の作成等 ○課程の修了・卒業の認定 ○教材の決定
児童・生徒の 取扱い	○就学事務（就学すべき小・中学校の指定等）	○出席状況の把握 ○障害の状態の変化への対応

	○出席停止	○児童・生徒の懲戒
保健・安全	○学校給食の実施 ○就学時の健康診断の実施 ○感染症予防のための臨時休業	○児童生徒の健康診断の実施 ○感染症予防のための出席停止 ○非常変災時の臨時休業
教職員人事	○市費負担教職員の採用、異動、懲戒 ○県費負担教職員の異動、懲戒について都道府県教育委員会への内申 ○服務監督 ○勤務評定の計画、校長の行った評定の調整	○教職員の採用、異動、懲戒に関する教育委員会への意見の申出 ○校内人事、校務分掌の決定 ○教職員の服務監督、勤務時間の割振り、年休の承認等 ○勤務評定の実施
予算	○各学校への予算配当	○物品購入の決定（限度額、品目指定あり）
施設・設備	○学校施設・設備の整備	○学校の施設・設備の管理 ○学校施設の目的外使用の許可

(出所：文部科学省初等中等教育局「教育委員会制度について」(平成25年2月))

## 【2】奈良市の教育に関連する計画及び評価について

### 1. 奈良市の作成する計画の概要

市では、教育に関連して、「奈良市第4次総合計画（後期）」（以下「総合計画」という。）、「奈良市教育大綱」（以下「教育大綱」という。）及び「奈良市教育振興基本計画」（以下「基本計画」という。）の3つの計画を作成している。また、各中学校区においては中学校区ビジョンが作成され、中学校区ビジョンを踏まえて、各学校で学校ビジョンが作成されている。これらの計画を簡単にまとめると下表のようになる。

名称	作成主体	対象	根拠法令
総合計画	市長	教育を含む行政全般	地方自治法※
教育大綱	市長（総合教育会議）	教育	地教行法
基本計画	市（教育委員会）	教育	教育基本法
中学校区ビジョン	中学校区の校長等	各地域の教育方針・重点取組	—

学校ビジョン	校長等	各学校の教育方針・重点取組	—
--------	-----	---------------	---

※平成 23 年 5 月 2 日の地方自治法の改正により、基本構想の策定義務が削除されている。市においては、基本構想の計画期間が平成 23 年度～令和 2 年度までであることから、ここでは地方自治法を根拠法令として記載している。

## 2. 総合計画の概要

総合計画とは、「市政運営の根幹となるまちづくりの目標を明らかにし、これを達成するための基本方針を示すもの」（「総合計画」）のことである。総合計画では、「市民が育む世界の古都奈良～豊かな自然と活力あふれるまち～」を市の目指す将来像とし、この目標を実現するために、6つの基本方向と各分野の基本施策を策定している。総合計画の対象となっている分野は下表のとおりであり、対象は市政全体に及んでいる。

総合計画で対象となっている分野
1 市民生活
2 教育・歴史・文化
3 保健福祉
4 生活環境
5 都市基盤
6 経済
7 基本構想の推進

（出所：総合計画を基に監査人が作成）

上記のうち、「2 教育・歴史・文化」では、6つの基本施策が掲げられている。このうち、特に学校教育に係る基本施策は、「2-01 学校教育」と「2-02 青少年の健全育成」である。これらの基本施策は、さらに「施策」・「施策の展開方向」という形で記載が詳細となっている。これら2つの基本施策について、施策と施策の展開方向をまとめると下表のようになる。

基本施策	施策	施策の展開方向
1 学校教育	(1) 特色のある教育の推進	①教育内容の充実
		②きめ細かな教育の推進
		③教職員の研修の充実
		④国際化社会を担う人材の育成

	(2) 幼児教育の充実	⑤健康・体力づくりの推進
		①幼児期の学校教育の充実と施設整備
		②信頼される園づくりの推進
		③特別支援教育の充実
	(3) 義務教育の充実	④就園支援
		①教育相談の充実と整備
		②特別支援教育の充実
		③信頼される学校づくりの推進
		④就学支援
	(4) 市立一条高等学校の教育の充実	⑤施設配置の適正化及び施設の長寿命化の検討
		①高等学校教育内容の充実
		②信頼される学校づくりの推進
	2 青少年の健全育成	(1) 青少年の健全育成
①家庭の教育力の充実		
②地域の教育力の充実		
		③青少年健全育成活動の推進

(出所：「総合計画」を基に監査人が作成)

### 3. 教育大綱の概要

平成 26 年 6 月 20 日に改正された地教行法によって、首長及び教育委員会から構成される総合教育会議を設置することや教育・学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を策定することが求められることとなった。本改正は、これまで教育行政に関して、首長と教育委員会の連携が図られていなかったという反省に基づくものであり、首長の権限が及ばない事項についても、総合教育会議等で首長と教育委員会とで調整がついた事項が大綱に記載され、首長名義で策定されることになる。なお、首長と調整がついた事項については、教育委員会に尊重義務が課されている。

教育大綱では、「21 世紀の社会をたくましく生き抜く人材の育成」を目標に掲げ、「(1) 子どもの学びを変える—アイデンティティの形成」と「(2) 教員を変える—教員の多

忙化の解消」を重点課題として、教育に関する総合的な施策の大綱を示している。教育大綱における基本方針及び施策は、下表のとおりである。

基本方針	施策
1 教員を変える「学び続ける教員であるために」	(1) 学校・教員支援
	(2) 教職員の資質能力向上
2 子どもの学びを変える「これからの社会を見据えた教育の推進」	(1) 学力の向上
	(2) ICTを活用した教育
	(3) 英語教育
	(4) キャリア教育
	(5) 世界遺産学習
	(6) 高等学校の教育
3 子どもの学びを支える「学びのセーフティネット」	(1) 特別支援教育
	(2) いじめ対策・生徒指導
	(3) 心のケアなどの支援体制
4 子どもの学びの場を変える「学習環境の充実」	(1) こども園・幼稚園・保育園と小学校の連携・小中一貫教育の推進
	(2) 図書館
5 市民と協働した教育を進める「30万人の市民を先生に」	(1) 地域連携
	(2) 放課後児童クラブ（バンビーホーム）
	(3) 安全・安心な環境づくり

(出所：「教育大綱」を基に監査人が作成)

#### 4. 基本計画の概要

基本計画は、国の策定する教育振興基本計画と前述の総合計画及び教育大綱を踏まえて、市教育委員会が作成する教育に関する計画である。基本計画では、めざす子ども像を設定し、その実現に向けて、教育大綱で掲げられた基本方針に対応する形で、施策及びその取組内容が具体化されている。

##### 【教育大綱と基本計画の対応関係（基本方針1のみを例示）】


教育大綱		基本計画
基本方針	施策	取組の内容
1 教員を変える「学び続ける教員であるために」	(1) 学校・教員支援	◇教頭事務補助の充実 ◇学校応援サポートチー



		ムの充実 ◇学校支援プロジェクト 事業の充実
	(2) 教職員の資質・能力 向上	◇教員個別訪問研修 ◇中学校区別訪問研修 ◇クラウド環境の構築と その充実
	(3) 大学との連携	◇大学との連携および共 同研究の推進 ◇スクールサポーターの 派遣と資質能力の向上を めざした研修の実施

(出所：「教育大綱」及び「基本計画」を基に監査人が作成)

基本計画では、教育大綱での「21世紀の社会をたくましく生き抜く人材の育成」という目標について、「知・徳・体・夢・誇」という「めざす子ども像」を設定し、具体的な姿を以下のように表現している。

<b>めざす子ども像</b>	
<b>知</b> ：自ら学び、考え、判断し、行動する子 <b>徳</b> ：あたたかい心や公の心をもつ子 <b>体</b> ：自他の生命と体を大切にする子 <b>夢</b> ：手ごたえのある夢をもち、たくましく生きる子 <b>誇</b> ：奈良で学んだことを誇らしげに語れる子	

(出所：基本計画)

#### 具体的な姿

- 指示がない時でも状況を把握し、自分のやるべきことを見つけ行動したり、何かに取り組むとき、他人に働きかけ、巻き込んだりすることができる。
- 初めて会った集団（人）と話をするときでも、自分の意見を持ち、伝えたいことを周りに伝えるとともに、思いやりのある心をもって相手の考えにも耳を傾けることができる。
- 自他の生命を愛しみ、自分自身のよさや個性を見出すことができる。
- 目標をもち、大きな展望の中で自分を見つめ、行動することができる。
- 自分の価値観や地域の歴史や文化に誇りをもつとともに、相手の価値観や文化、歴史を尊重し、大切にすることができる。

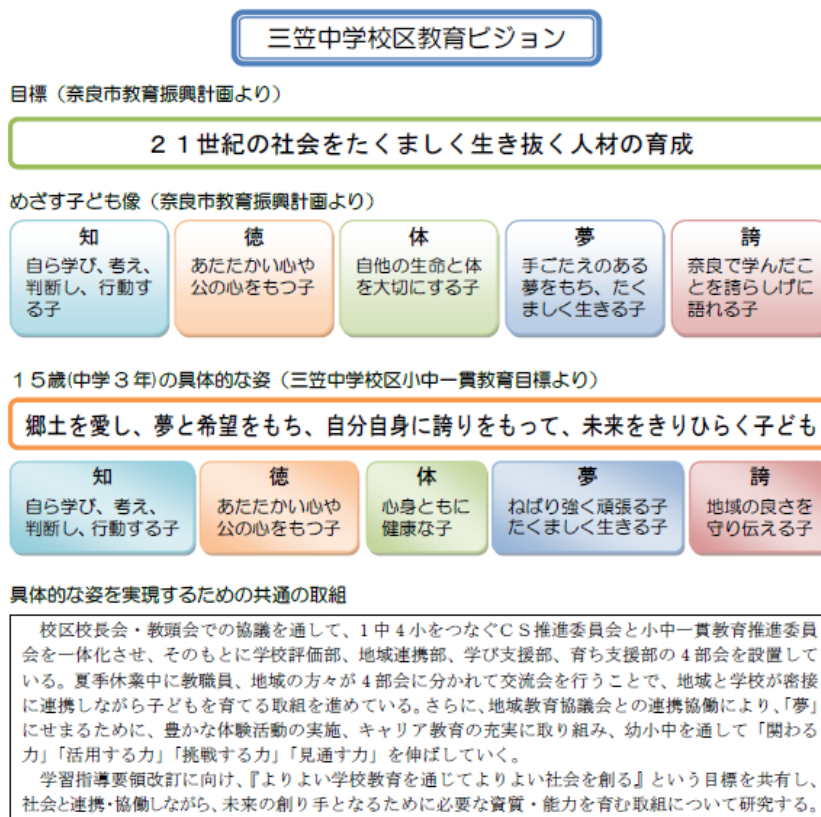
(出所：基本計画)

## 5. 中学校区ビジョン・学校ビジョン

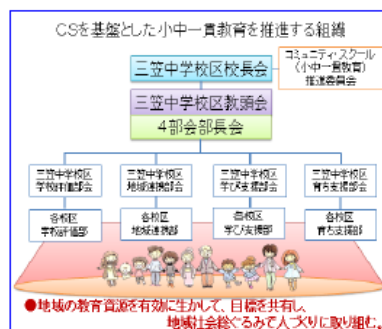
中学校区ビジョンは、基本計画において掲げられた「知・徳・体・夢・誇」という「めざす子ども像」を、中学校区ごとにより具体的な目標として設定したものである。

各学校においては、この中学校区ビジョンを踏まえて、学校ごとのめざす学校像を設定した学校ビジョンを策定している。中学校区ビジョン・学校ビジョンは、下図のような形で作成されている。

### 【中学校区ビジョン（例として、令和元年度三笠中学校区教育ビジョンを掲載）】



#### 組織



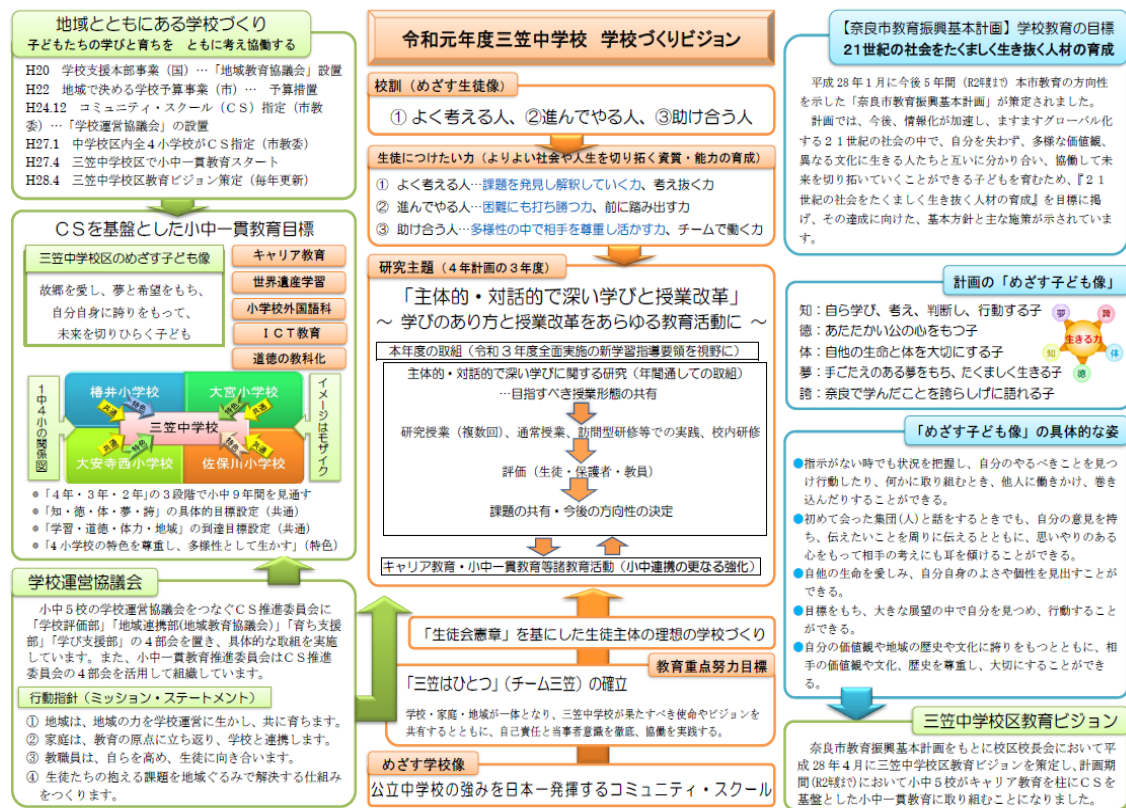
#### 年間実施計画

	コミュニティ・スクール（小中一貫教育）に関する小・中学校の取組	地域教育協議会（地域連携部）
1学期	各学校で総会メンバー及びリーダーの決定 ◎第1回合同委員会 結果報告、本年度の活動方針・年間予算について	ドッジボール大会（6月22日） ノーマディアデー（毎月3日、17日、夏休み） 大切な人に贈る「一文字」（夏休み）
2学期	◎第2回合同委員会 小中合同夏期研修会について	子ども未来会議（11月30日）
3学期	◎第3回合同委員会 各部の取組共有 ◎第4回合同委員会 年度総括（次年度に向けて）	なら三笠まほろば文化祭（1月25日）

#### 評価・検証の方法

学力学習状況調査、体力テスト、学校評価部作成のアンケートなどをもとに、学校評価部が中心となって評価・検証を行い、CS推進委員会（または、各学校運営協議会）において承認を得る。

## 【学校ビジョン（例として、令和元年度三笠中学校学校づくりビジョンを掲載）】



## 6. 計画と評価

市は、総合計画に対する評価として、「奈良市第4次総合計画【後期基本計画】 実施状況・実施計画」(以下「実施状況」という。)を毎年度作成している。「実施状況」においては、毎年度の各事業の計画額と決算額、将来3年分の計画額が示されるとともに、実施した事業に対する評価と課題及び今後の方針が記載される。

市教育委員会は、総合計画のうち教育行政に関する部分に対して、毎年度、「奈良市教育委員会施策評価報告書」(以下「施策評価報告書」という。)を作成している。「施策評価報告書」においては、「効果的な教育行政の推進」及び「市民への説明責任」を目的として、市教育委員会が管理・執行する事務を①教育委員会の活動、②教育委員会が管理・執行する事務、③教育長に委任する事務の3つに分けて、5段階の評価を実施している。

各学校での取組に対しては、毎年度、「学校評価」という形で評価が実施されている。学校評価とは、教職員等による自己評価のことであり、この自己評価に対して、保護者等の学校関係者が「学校関係者評価」として評価を行っている。自己評価の評価項目として、学校ごとに多少の異同はあるが、概ね以下の項目に対して評価を実施している。また、保護者・生徒児童に対して、アンケートを実施している。

【学校評価における主な評価項目（※小項目は省略）】

大項目	中項目
I 教育活動に関するもの	(1) 教育目標・教育計画
	(2) 教科指導
	(3) 道徳
	(4) 特別活動
	(5) 総合的な学習の時間の指導
	(6) 人権教育
	(7) 生徒指導
	(8) キャリア教育
	(9) 特別支援教育
	(10) 体力向上推進
II 学校経営に関するもの	(1) 組織運営
	(2) 研究・研修
	(3) 安全管理
	(4) 保健管理
	(5) 小中一貫教育
	(6) 地域との連携
	(7) 施設・設備
	(8) 情報管理

(出所：市立右京小学校の学校自己評価書を基に監査人が作成)

### 【3】市立学校の概要

#### 1. 市立小学校の概要

市立小学校は43校あり、概要は下表のとおりである。

(平成30年5月1日現在)

No.	学校名	児童数(人)	学級数
<b>【平城西中学校区】</b>			
1	右京小学校	171	9
2	神功小学校	224	11
<b>【平城東中学校区】</b>			
3	朱雀小学校	301	16
4	佐保台小学校	144	8
5	左京小学校	311	15
<b>【富雄中学校区】</b>			
6	富雄北小学校	632	23
7	鳥見小学校	399	18
<b>【登美ヶ丘北中学校区】</b>			
8	登美ヶ丘小学校	469	21
9	東登美ヶ丘小学校	662	26
<b>【二名中学校区】</b>			
10	青和小学校	493	22
11	二名小学校	431	18
<b>【伏見中学校区】</b>			
12	伏見小学校	729	26
13	西大寺北小学校	532	21
14	あやめ池小学校	519	22
<b>【富雄南中学校区】</b>			
15	富雄南小学校	604	23
16	三碓小学校	699	29
<b>【登美ヶ丘中学校区】</b>			
17	鶴舞小学校	280	15
18	平城西小学校	402	17
<b>【京西中学校区】</b>			
19	六条小学校	705	31
20	伏見南小学校	362	18

<b>【富雄第三中学校区】</b>			
21	富雄第三小学校	428	19
<b>【都跡中学校区】</b>			
22	都跡小学校	560	23
<b>【平城中学校区】</b>			
23	平城小学校	615	24
<b>【飛鳥中学校区】</b>			
24	飛鳥小学校	477	20
<b>【若草中学校区】</b>			
25	鼓阪小学校	91	8
26	佐保小学校	420	17
27	鼓阪北小学校	107	9
<b>【春日中学校区】</b>			
28	済美小学校	434	20
29	大安寺小学校	322	14
30	済美南小学校	228	12
<b>【三笠中学校区】</b>			
31	椿井小学校	205	12
32	大宮小学校	565	26
33	大安寺西小学校	447	19
34	佐保川小学校	324	15
<b>【都南中学校区】</b>			
35	東市小学校	188	10
36	辰市小学校	264	14
37	明治小学校	396	19
38	帯解小学校	127	9
<b>【田原中学校区】</b>			
39	田原小学校	43	5
<b>【興東館柳生中学校区】</b>			
40	柳生小学校	48	7
41	興東小学校	41	7
<b>【月ヶ瀬中学校区】</b>			
42	月ヶ瀬小学校	54	6
<b>【都祁中学校区】</b>			
43	都祁小学校	218	13

## 2. 市立中学校の概要

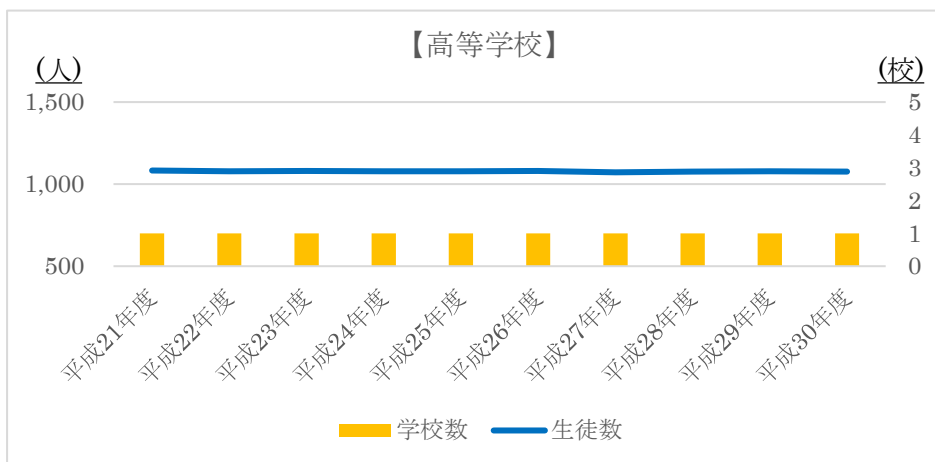
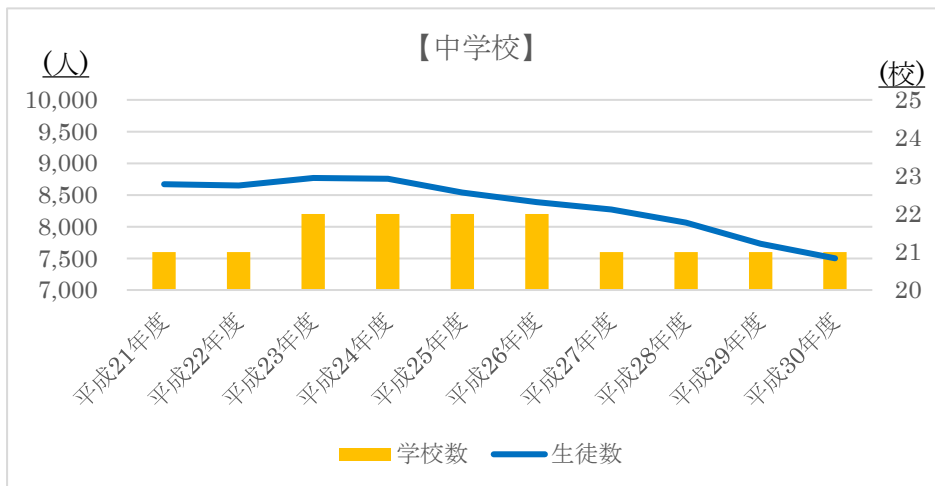
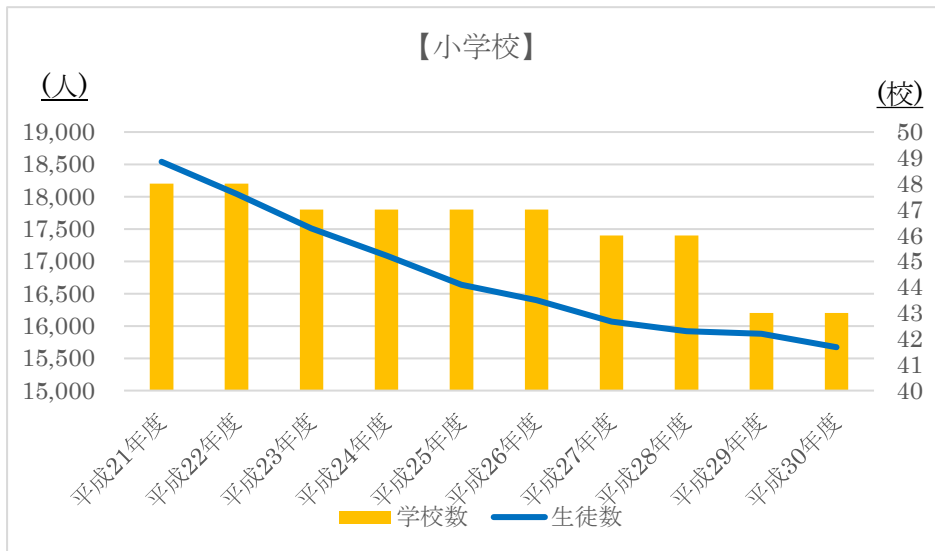
市立中学校は21校あり、概要は下表のとおりである。

(平成30年5月1日現在)

No.	学校名	生徒数(人)	学級数
1	平城西中学校	211	8
2	平城東中学校	339	15
3	富雄中学校	697	23
4	登美ヶ丘北中学校	378	13
5	二名中学校	474	15
6	伏見中学校	625	24
7	富雄南中学校	548	19
8	登美ヶ丘中学校	315	12
9	京西中学校	539	20
10	富雄第三中学校	206	9
11	都跡中学校	233	10
12	平城中学校	387	14
13	飛鳥中学校	259	11
14	若草中学校	274	12
15	春日中学校	587	22
16	三笠中学校	735	27
17	都南中学校	483	23
18	田原中学校	20	3
19	興東館柳生中学校	50	5
20	月ヶ瀬中学校	17	3
21	都祁中学校	123	6

### 3. 奈良市における児童・生徒数及び学校数の推移

過去10年間における学校種類別の児童・生徒数及び学校数推移は、下表のとおりである。



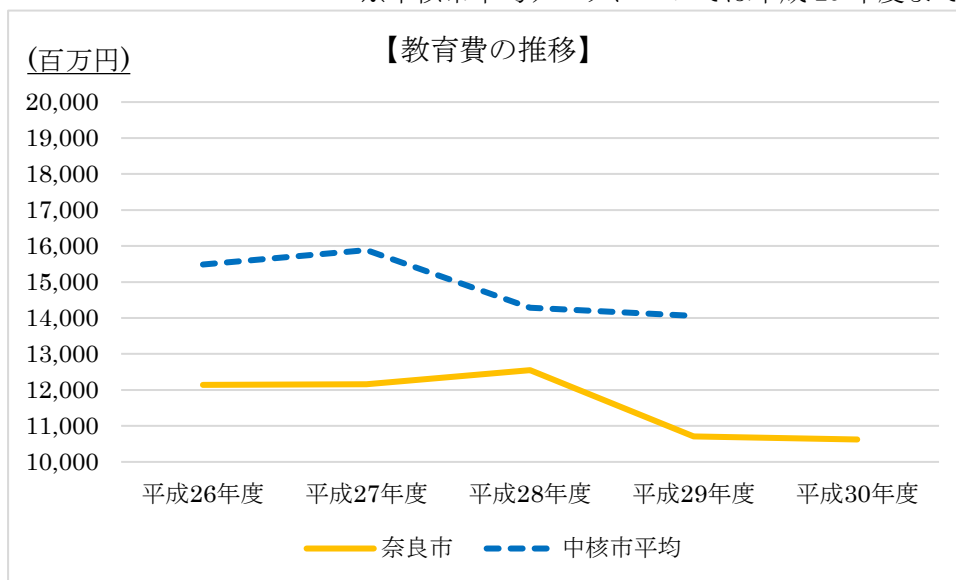
(出所：学校基本調査を基に監査人が作成)



#### 4. 奈良市における教育費の推移及び中核市平均との比較

過去5年間における教育費の推移は、下表のとおりである。

※中核市平均データについては平成29年度まで



(出所：平成29年度教育要覧及び市決算データを基に監査人が作成)

### 第3 全般的結果及び意見

本章以降では、平成30年度の教育委員会の学校教育に係る財務事務の執行を対象とした包括外部監査における監査の結果及び意見を記載する。

本報告書において指摘した内容については、地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき、一定の措置がとられることとなるが、適切な措置がとられているのかどうかを市が自ら事後的に検証することは重要である。そうした事後的な検証を容易にするために、本報告書では次のように「監査の結果」及び「意見」を区分している。

#### 「監査の結果」と「意見」

結論部分の記載において、「監査の結果」と「意見」に見出しを付け、次のように区分した。

監査の結果	「奈良市教育委員会の学校教育に係る財務事務の執行について」における合规性（適法性と正当性）の観点から、是正・改善を求めるもの。
意見	監査の結果には該当しないが、経済性、効率性、有効性の観点から見て発見した事項について、市の組織及び運営の合理化に資するために述べる見解のこと。

#### 1. 全般的意見／計画と評価の整合性

##### (1) 「施策評価報告書」について評価対象を再検討することが望ましい（意見）

前章で見たように、教育行政の計画及び評価は多岐にわたっている。計画を再掲すると下表のとおりである。なお、前章では「中学校区ビジョン」や「学校ビジョン」についても説明したが、当該ビジョンは各中学校区・学校単位のものであり、市の教育行政全体に関わる計画ではないことから、対象から除外する。

名称	作成主体	対象	根拠法令
総合計画	市長	教育を含む行政全般	地方自治法
教育大綱	市長（総合教育会議）	教育	地教行法
基本計画	市（教育委員会）	教育	教育基本法

ここで、「教育大綱」と「基本計画」との関係については、前章でも説明したとおり、「基本計画」は、「教育大綱」で定めた基本方針に基づいて具体的な施策が計画されており、両計画は密接な関係がある。

ただし、「総合計画」と「教育大綱」及び「基本計画」は、根拠法令及び目的が異なる。

るため、整理方法は異なっている。

「総合計画」は、市政全体に関するものを対象として作成するものであり、「教育」はその一分野である。前章のとおり、「総合計画」の教育に関する「基本施策」と「施策」は再掲すると以下のとおりである。

「総合計画」基本施策	「総合計画」施策
1 学校教育	(1) 特色のある教育の推進
	(2) 幼児教育の充実
	(3) 義務教育の充実
	(4) 市立一条高等学校の教育の充実
2 青少年の健全育成	(1) 青少年の健全育成

他方、「教育大綱」は、市の教育行政に絞って作成されており、再掲すると「基本方針」は以下のとおりである。

「教育大綱」基本方針
1 教員を変える「学び続ける教員であるために」
2 子どもの学びを変える「これからの社会を見据えた教育の推進」
3 子どもの学びを支える「学びのセーフティネット」
4 子どもの学びの場を変える「学習環境の充実」
5 市民と協働した教育を進める「30万人の市民を先生に」

「総合計画」の施策や「教育大綱」の基本方針のタイトルから分かるように、「総合計画」は概ね教育段階ごと（幼稚園等、小中学校、高等学校）で教育の方針を整理し、「教育大綱」では、教育関係者ごと（教員、子ども、市民）に教育の方針を整理している。それぞれ計画の目的が異なることから、このように整理方法が異なることは当然である。

しかし、具体的な記載内容を比べると、「総合計画」では「2-01-01③教職員の研修の充実」として教員の研修・育成に力を入れることが記載されていたり（「教育大綱」の基本方針1と整合）、「2-01-01①教育内容の充実」として教育におけるICTの活用が施策の展開方向として具体的に記載されていたり（「教育大綱」の基本方針2と整合）、実質的な内容についてはそれぞれ関連していることが伺える。

また、「総合計画」では、具体的な施策まで記載されているため、「基本計画」との一致を読み取れる部分が多々ある。さらに、「基本計画」では、具体的な施策が「総合計画」のどの部分と整合しているか、参照されている。

したがって、「総合計画」と「教育大綱」及び「基本計画」は同じ教育理念のもと作成されており、具体的にも関連していることが分かる。

一方で、それぞれの整理の方向が違ふことや記載の仕方が異なる部分も多々あり、そ

それぞれの計画が整合しているかどうかを判断しにくい部分もある。例えば、「基本計画」で「学校・教員支援」の具体的な施策の中に、以下の施策が記載されている。

基本方針 1	(1) 学校・教員支援
施策のねらい	教員の負担を軽減し、児童生徒への指導に専念できるようにします。
施策について	<p>(前略) 教員が授業など児童生徒への指導に専念できるようにするため、教育委員会事務局内で学校管理職 OB や市職員 OB などによるサポートチームを組織し、その対応に当たります。</p> <p>生徒指導や教育相談など、これまですでに取り組んできたものに加え、教頭事務補助チームと学校応援サポートチームを組織します。</p> <p>教頭事務補助チームは、市の再任用職員が学校で勤務し、教頭の事務作業を補助します。学校応援サポートチームは、市や学校管理職の OB を再任用しそれぞれの担当の業務を行うもので、緊急な対応を要するときには、担当の業務だけではなく全員がチームとしてサポートを行います。(後略)</p>
第 4 次 総合計画後期基本計画との関連	2-01-01③ 教職員の研修の実施

上表の基本方針 1 は、「総合計画」における「2-01-01③教職員の研修の充実」に関連することが示されているが、当該項目の「総合計画」における記載事項は以下のとおりであり、OB や教頭事務補助チームなどによる支援については触れられていない。

<p>施策 2-01-01 特色のある教育の推進</p> <p>③教職員の研修の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教職員の資質・能力向上を目指した研修を充実するとともに、教職員一人ひとりに応じた支援体制を確立します。</li> <li>・教育センターにおいて職務研修や管理職研修を実施するとともに、中学校区ごとの研修を充実します。</li> </ul>
--

「総合計画」には具体的な施策が記載されているものの、「総合計画」はあくまでも総括的なものであり、「基本計画」の全てを網羅するものではないため、これらの不整合については特段問題とは考えない。

しかし、計画に対する評価という視点では問題があると考えられる。具体的な施策に対する評価として、前章で記載した「施策評価報告書」があるが、これは前章で述べたとおり、「総合計画」の施策体系に基づいて評価を行っている。ここで、「施策評価報告書」

の「2-01-01③教職員の研修の充実」に対する評価を見ると、上記「総合計画」で掲げられている事項に関する評価は記載されているが、「基本計画」で掲げられていた、OBや教頭事務補助チーム、学校応援サポートチームについての記載は見られなかった。

また、「基本計画」では、在日外国人児童生徒に対する取組として日本語指導の充実が掲げられているが、「総合計画」との関連は明記されておらず、「施策評価報告書」でも当該取組に対する評価は行われていない。

したがって、現在の計画と評価の関係においては、「基本計画」がどのように実行されたかの直接的な評価が不明確な状況となっている。前章で記載のとおり、「基本計画」が教育行政に係る最も詳細な計画であるが、現状の「総合計画」対「施策評価報告書」という関係においては、「総合計画」の網目から外れてしまった「基本計画」における施策について、本来評価をすべきものかどうかの検討なく、市教育委員会による評価が行われないことになってしまう。

また、「施策評価報告書」は、市によっては「基本計画」に対して行っている場合もある（例えば、姫路市、和歌山市、大津市、豊中市など）。

上記を踏まえ、「施策評価報告書」について、「総合計画」の施策体系に基づいて評価をすることの妥当性を再検討することが望ましい。

ただし、「施策評価報告書」の目的は、①毎年度の事務事業の結果を適時に確認し、PDCA サイクルを回すとともに、②市民に事務事業の取組の成果を報告することにある。そのため、詳細であれば詳細であるほど良いというものではなく、メリハリのある評価を実施することが望まれる。

## (2) 「施策評価報告書」について評価方法の見直しを行うことが望ましい（意見）

「施策評価報告書」は、市教育委員会が管理・執行する事務を①教育委員会の活動、②教育委員会が管理・執行する事務、③教育長に委任する事務、の3つに分けて評価を実施したものである。「施策評価報告書」の分量は100頁を超え、「総合計画」の施策及び施策の展開方向に即して、実施した事業を網羅的に評価している。

平成30年度の事務に対する達成度を抜粋すると、以下のようになる。なお、達成度は5段階で評価され、1～5段階の評価は、「5：予定を大幅に上回った」、「4：予定を上回った」、「3：予定どおり実施できた」、「2：予定を下回った」、「1：予定を大幅に下回った」で決定される。

【シート別担当課及び事業一覧】

シート No.	主な事業	担当課	平成30年 度達成度	平成29年 度達成度	
(1) 教育委員会の活動					
1		教育政策課	3	3	
(2) 教育委員会が管理・執行する事務					
2		教育政策課	3	3	
(3) 教育長に委任する事務					
2-01-01 特色のある教育の推進					
①教育内容の充実					
3	1	地域で決める学校予算事業	地域教育課	3	3
	2	世界遺産学習推進事業	学校教育課	3	3
	3	人権教育研修事業	教育支援・相談課	3	3
	4	人権教育推進事業	学校教育課	3	3
	5	学校ICTの推進	学校教育課	3	3
	6	教育センター学習事業	教育支援・相談課	3	3
	7	キャリア教育推進事業	地域教育課	3	3
②きめ細かな教育の推進					
4	1	幼小連携・小中一貫教育推進事業	学校教育課	3	3
	2	スクールサポート事業	学校教育課	3	3
	3	少人数学級編制実施（小学校講師）	教職員課、学校教育課	3	3
	4	いじめ対応支援員の配置	いじめ防止生徒指導課	3	3
③教職員の研修の充実					
5	1	教職員の研修の充実	教育支援・相談課	3	3
	2	教育メディアの推進	教育支援・相談課	3	3
④国際化社会を担う人材の育成					
6	1	世界遺産学習推進事業【再掲】	学校教育課	3	3
	2	AEE（英語教育アドバイザー）の充実	学校教育課	3	3
	3	小学校英語アシスタント派遣事業	学校教育課	3	3
⑤健康・体力づくりの推進					
7	1	体育クラブ活動推進事業	学校教育課	3	3
	2	児童生徒健康管理事業	保健給食課	3	3
	3	中学校給食実施事業	保健給食課	3	3
	4	食育指導事業	保健給食課	3	3

シート No.	主な事業	担当課	平成30年 度達成度	平成29年 度達成度
2-01-03 義務教育の充実				
①教育相談の充実と整備				
8	1 教育相談業務の充実	教育支援・相談課	4	3
②特別支援教育の充実				
9	1 特別支援教育推進事業	教育支援・相談課	3	3
	2 通級指導教室事業	教育支援・相談課	4	3
	3 特別支援教育連携会議事業	教育支援・相談課	3	3
	4 特別支援教育支援員（小・中学校） 配置の充実	教職員課、教育支援・ 相談課	4	4
	5 小学校特別支援教育就学奨励事業	教育総務課	3	3
	6 中学校特別支援教育就学奨励事業	教育総務課	3	3
③信頼される学校づくりの推進				
10	1 学校評議員制度の推進	学校教育課	3	3
④就学支援				
11	1 小学校就学援助	教育総務課	3	3
	2 中学校就学援助	教育総務課	3	3
⑤施設配置の適正化及び施設の長寿命化の検討				
12	1 小・中学校の配置及び規模の適正化	教育政策課、教育総務 課	3	3
13	1 小中学校校舎等耐震改修事業	教育総務課	3	3
2-01-04 市立一条高等学校の教育の充実				
①高等学校教育内容の充実				
14	1 人間性豊かな人づくり	一条高等学校	3	3
	2 教職員の資質向上	一条高等学校	3	3
	3 奈良市立一条高等学校教員の奈良県 立高等学校への派遣研修	教職員課	3	3
	4 部活動の活性化	一条高等学校	3	3
②信頼される学校づくりの推進				
15	1 学校評議員制度の推進	一条高等学校	3	3
③高等学校施設の整備				
16	1 高等学校校舎耐震改修事業	教育総務課	3	3
	2 高等学校教育の振興	一条高等学校	3	3

シート No.	主な事業	担当課	平成30年 度達成度	平成29年 度達成度
2-02-01 青少年の健全育成				
①家庭の教育力の充実				
17	1 家庭教育推進事業	地域教育課	3	3
②地域の教育力の充実				
18	1 地域教育推進事業	地域教育課	3	3
③青少年健全育成活動の推進				
19	1 青少年野外体験施設の運営管理	地域教育課	3	3
	2 成人式	地域教育課	3	3
	3 青少年団体助成	地域教育課	3	3
	4 少年指導の推進	いじめ防止生徒指導課	3	3
	5 すこやかテレフォン事業	地域教育課	3	4
2-03-01 生涯学習の推進				
①生涯学習活動の推進				
20	1 奈良ひとまち大学事業	地域教育課	3	2
	2 公民館運営管理事業	地域教育課	3	3
②生涯学習施設の整備・活性化				
21	1 公民館施設改修事業	地域教育課	3	3
	2 公民館耐震改修事業	地域教育課	1	1
2-03-02 図書館の充実				
①図書館の充実				
22	1 図書館運営事業（中央・西部・北部）	中央図書館	3	3
②子ども読書活動の推進				
23	1 子ども読書活動推進事業（中央・西部・北部）	中央図書館	3	3
③自動車文庫（移動図書館）の充実				
24	1 移動図書館事業	中央図書館	3	4
④貸出文庫の充実				
25	1 図書館貸出文庫事業（中央・西部）	中央図書館	3	3
2-04-01 文化遺産の保存と活用				
①文化財の保護・啓発				
26	1 文化財調査・指定事業	文化財課	3	3
	2 指定文化財補助事業	文化財課	3	3



シート No.	主な事業	担当課	平成30年 度達成度	平成29年 度達成度
	3 文化財普及啓発事業	文化財課	3	3
	4 埋蔵文化財保存保管事業	文化財課（埋蔵文化財 調査センター）	3	3
	5 埋蔵文化財公開活用事業	文化財課（埋蔵文化財 調査センター）	3	3
②発掘調査と史跡の保存整備				
27	1 埋蔵文化財発掘調査事業	文化財課（埋蔵文化財 調査センター）	3	3
	2 埋蔵文化財公開活用事業【再掲】	文化財課（埋蔵文化財 調査センター）	3	3
	3 特別史跡名勝平城京左京三条二坊宮 跡庭園保存整備事業	文化財課	3	3
	4 史跡大安寺旧境内保存整備事業	文化財課	3	3
	5 史跡中山瓦窯跡保存用地取得事業	文化財課	3	3
③文化財保存・展示施設の整備				
28	1 史料保存館管理運営事業	文化財課	3	3
	2 埋蔵文化財保存保管事業【再掲】	文化財課（埋蔵文化財 調査センター）	3	3
④世界遺産など文化遺産の保護・啓発				
29	1 世界遺産振興事業	文化財課	3	3
3-02-03 子育てと仕事の両立支援				
②児童の健全育成と子育ての支援				
30	1 放課後児童クラブ（バンビーホー ム）施設の充実	地域教育課	3	5
	2 放課後児童クラブ（バンビーホー ム）の運営	地域教育課	3	3
4-01-04 防犯力の充実				
①防犯意識の啓発				
31	1 学校・家庭・地域が連携した防犯力 の充実	いじめ防止生徒指導課	3	3
	2 不審者情報の配信	いじめ防止生徒指導課	3	3

（出所：令和元年度奈良市教育委員会施策評価報告書）

評価されている71の事務のうち、67の事務が「3」の評価を受けており、その他は「4」が3つに「1」が1つとなっている。

評価の対象となっている項目について、教育という事業の性質上、定量的な指標を設定することが難しい事業が多いことは想像に難くないが、「3」と評価されている事務事業について、何を基準に「予定どおり実施」されたのかが、外部からは不明瞭である。これは、事業ごとの目標が明確ではないことが要因と考えられる。すなわち、「施策評価報告書」では、「総合計画」の施策体系に基づいており、「総合計画」の施策の目標についての記載はあるが、実際に評価している具体的な事業については目標の設定がされていない。例えば、「2-02-01 青少年の健全育成」については以下の記載となっている。

第4次総合計画	施策	2-02-01 青少年の健全育成
	施策の目標	子どもたちが、生きるための基礎的な生活習慣や能力を培い、地域社会の中で心身ともに健やかにたくましく成長できるよう、家庭の教育力の充実を図るとともに、学校・家庭・地域が一体となって自らの役割や責任を自覚し、連携・協力して子どもたちの健全育成を目指します。 また、地域全体で子どもを育てる教育環境の整った地域コミュニティ活性化を目指し、地域の教育力の充実を図ります。

主な事業		平成 30 年度の実施状況			
1	青少年野外体験施設の運営管理	【成果】黒髪山キャンプフィールドと青少年野外活動センターにおいて、キャンプ活動や野外体験活動、レクリエーション活動等の学習の機会を提供しました。（中略）			
		利用人数（人）	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
		黒髪山キャンプフィールド	3,709	3,641	3,600
		青少年野外活動センター	8,570	8,856	8,288
		計	12,279	12,497	11,888
		【課題と今後の方針】利用者が固定化している傾向にあることから、新規の利用者の獲得に向け、魅力的な事業を実施するとともに、さらなる広報活動の拡充と利用者の満足度を高めるための効果的な施設設備を行い、青少年の健全育成のための教育・体験活動の場としての利用促進に努めていきます。（中略）			
達成度	必要性	方向性			
3	同水準	同水準			

（出所：「令和元年度奈良市教育委員会施策評価報告書」より一部抜粋）

上記の例で事業の達成度が「3」と評価されるのであれば、事業自体の目標値を設定すべきように思われる。例えば、単純に利用人数を目標値とする、あるいは、【課題と今後の方針】に記載されている新規利用人数を目標値とするなどの方法が考えられる。「総合計画」の目標を達成するためには、利用人数や新規利用人数を増やせば良いということではないとも考えられるが、事業に対する評価を実施しているにも関わらず、事業の目標値がないため、何の達成度なのか不明瞭である。

そのため、「施策評価報告書」の評価方法が現状のままでよいか、形式的なものになっていないか、目標値の設定方法が正しいかなど評価方法について再度検討を行い、見直しをすることが望ましい。

## 第4 結果及び意見

### 【1】教育政策課

#### 1. 教育政策課の事務分掌

奈良市教育委員会事務局組織に関する規則では、教育政策課の事務分掌について次のとおり定めている。

- (1) 総合教育会議に関すること。
- (2) 教育行政の総合的な企画及び重要施策の推進に関すること。
- (3) 新しい教育施策の企画及び運営に関すること。
- (4) 教育施策の評価及び関係課、関係部局等との総合調整に関すること。
- (5) 教育施策の広報に関すること。
- (6) 学校の設置及び学校規模適正化に関すること。
- (7) 通学区域の設置及び改廃に関すること。
- (8) 課の庶務に関すること。

#### 2. 平成30年度決算額の内訳（事業別）

款	項	目	中事業名	決算額 (千円)
教育費	教育総務費	教育振興費	教育企画事務経費	458
			学校規模適正化推進経費	162
			教育委員会施策評価等策 定経費	61
合計				681

#### 3. 監査の結果及び意見

特に記載すべき事項はない。

## 【2】教育総務課

### 1. 教育総務課の事務分掌

奈良市教育委員会事務局組織に関する規則では、教育総務課の事務分掌について次のとおり定めている。

#### 総務係

- (1) 教育委員会の会議に関する事。
- (2) 教育委員会規則等の制定及び改廃に関する事。
- (3) 公告式に関する事。
- (4) 事務局の組織管理に関する事。
- (5) 公印の管守に関する事。
- (6) 文書の収受、発送に関する事。
- (7) 教育行政に関する相談に関する事。
- (8) 部内の他課の主管に属しない事。
- (9) 事務局、部及び課の庶務に関する事。
- (10) 学校の経理事務の連絡調整に関する事。
- (11) 私立学校に関する事。
- (12) 小学校、中学校の経理事務等に関する事。

#### 施設係

- (1) 学校教育施設（幼稚園施設を除く。）の建設計画に関する事。
- (2) 学校教育施設（幼稚園施設を除く。）に係る国庫等補助申請事務に関する事。
- (3) 学校教育施設（幼稚園施設を除く。）の維持補修に関する事。
- (4) 学校教育施設（幼稚園施設を除く。）の維持管理に関する事。
- (5) 学校教育施設（幼稚園施設を除く。）の使用に関する事。

#### 就学係

- (1) 児童及び生徒の就学に関する事。
- (2) 学級編制に関する事。
- (3) 就学援助に関する事。
- (4) 学校基本調査（幼稚園に関することを除く。）に関する事。
- (5) 通学路の安全確保に関する事。

2. 平成 30 年度決算額の内訳（事業別）

款	項	目	中事業名	決算額 (千円)	
教育費	教育総務費	教育委員会費	職員給与費等	2,447	
			教育委員会事務経費	2,367	
		教育振興費	学事振興事務経費	68,578	
			遠距離通学児童生徒通学 対策経費	71,294	
			交通安全教育推進経費	121	
			学校施設長寿命化計画策 定経費	67	
			教育振興基金経費	9	
		小学校費	小学校管理費	小学校運営管理経費	370,225
	小学校教育振 興費		小学校理科教育等振興経 費	2,946	
			要・準要保護児童就学援助 経費	46,210	
			小学校特別支援教育就学 奨励経費	4,402	
	小学校施設管 理費		施設保守管理経費	147,110	
			施設維持補修経費	104,096	
	小学校施設整 備事業費		小学校施設整備事業	253,486	
			明治小学校校舎改築事業	35,767	
			小学校校舎大規模改修事 業	523,700	
	中学校費		中学校管理費	中学校運営管理経費	193,055
			中学校教育振 興費	中学校理科教育等振興経 費	2,937
				要・準要保護生徒就学援助 経費	66,277
				中学校特別支援教育就学 奨励経費	3,157
				中学校夜間学級経費	2,279
			中学校施設管 理費	施設保守管理経費	76,288
		施設維持補修経費		45,517	

		中学校施設整備事業費	中学校施設整備事業	179,706	
			中学校校舎大規模改修事業	291,668	
	高等学校費		全日制高等学校費	高等学校運営管理経費	190
				高等学校施設管理費	1,089
				高等学校施設整備事業費	12,316
				高等学校講堂改築事業	9,307
	保健体育費		学校給食費	要・準要保護児童生徒就学援助経費	120,022
				特別支援教育就学奨励経費	11,641
				学校保健体育費	要・準要保護児童生徒就学援助経費
災害復旧費	教育施設災害復旧費	教育施設災害復旧事業費	教育施設災害復旧事業	17,689	
合計				2,666,260	

### 3. 監査の結果及び意見

#### (1) 学校における物品管理について

##### ①物品管理に関する現状

物品については、主務課によって善良な管理者の注意をもって管理しなければならない旨、奈良市会計規則第45条、第50条にて記載されており、市の管理としては財務会計システムの物品台帳にて登録され、管理されている。

しかし、各学校における物品について定期的な物品台帳と現物の確認による照合等を行っていないことから、現物と物品台帳の整合性を確認できておらず、物品台帳に記載の物品が実在するのか不明瞭な状況である。

なお、上記状況の発生原因として、各学校で購入する物品に係る予算を管理し、検収から物品台帳登録まで行っている主務課であるところの教育総務課において、現物確認実施のための規程あるいは要綱が定められていないことが挙げられる。

##### ②物品の現物確認を実施すべき（結果）

物品台帳に基づく物品の現物確認が行われていない場合、処分したものについて物品台帳の除却処理漏れが発見されない可能性や、物品の盗難・紛失等が発見することが

できない可能性、個人からの寄附について手続が漏れること等により、本来管理すべき物品が物品台帳に登録されず、管理対象が分からなくなる可能性等がある。

これらのリスクに対しては、物品台帳が網羅的・正確に作成され、管理対象の物品が特定される状態にあることが必要である。そのためには、現物確認による物品台帳と現物の照合により、管理すべき物品について物品台帳に網羅的・正確に記載されていることを確かめるべきである。

なお、現物確認に関しては、教育総務課がその要綱を定めて、各学校に周知したうえで、毎年度実施することが有効であると考えられる。その際、実施方法については各学校の担当者の負荷を鑑みて、一斉に全件対象で実施する以外に、ローテーションを導入して、2～3年間で全件を確認するといった方法についても検討することが望まれる。

## (2) 物品の検収について

### ①物品の検収に関する現状

現在、市教育委員会では、基本的に教育総務課にて各学校の物品購入の予算調整から発注、検収、台帳登録までを行っている。また、教育総務課が購入した物品については、配送される際に一旦本庁の教育総務課にて検収し、各学校に配送された後、再度各学校で検収を実施するというものになっている。

ただし、20万円未満の物品で学校長の権限で単独購入したものについては、直接学校に納品され、学校で検収を行っているのみであり、教育総務課の検収は行われない。

### ②各学校にて検収を行うことが望ましい（意見）

現在の業務処理上、教育総務課が購入した物品は、教育総務課で検収した後、各学校にて再度検収しており、二重で検収が行われている。また配送についても、一旦本庁の教育総務課を経由して各学校に配送されることから配送の手間も二重に発生している。

現在このような業務処理となっている理由としては、物品の発注者である教育総務課での検収確認が必要であるという認識のもと、まず教育総務課での検収確認を実施したことによるものであった。しかし、不正防止の観点から発注部署と検収部署が異なることが望まれること、また検収確認を各学校にて行うことにより配送及び検収作業の効率化が見込まれることから、検収について各学校にて行うことが望ましい。



### 【3】教職員課

#### 1. 教職員課の事務分掌

奈良市教育委員会事務局組織に関する規則では、教職員課の事務分掌について次のとおり定めている。

##### 給与総務係

- (1) 教育関係職員（県費負担教職員及び幼稚園職員を除く。）の給与その他の給付に関すること。
- (2) 公立学校共済組合（幼稚園職員を除く。）に関すること。
- (3) 学校用務員（幼稚園職員を除く。）の研修に関すること。
- (4) 学校関係職員（幼稚園職員を除く。）の福利厚生に関すること。
- (5) 学校関係職員（幼稚園職員を除く。）の健康管理に関すること。
- (6) 学校関係職員（県費負担教職員及び幼稚園職員を除く。）の公務災害補償に関すること。
- (7) 学校関係職員（教職員及び幼稚園職員を除く。）の人事に関すること。
- (8) 学校関係職員（教職員及び幼稚園職員を除く。）の組織する職員団体及び職員組合に関すること。
- (9) 課の庶務に関すること。

##### 人事係

- (1) 教職員（幼稚園職員を除く。）の人事に関すること。
- (2) 県費負担教職員の任免その他進退の内申に関すること。
- (3) 教職員（幼稚園職員を除く。）の組織する職員団体及び職員組合に関すること。
- (4) 学校法律相談及び学校経営に関すること。
- (5) 特別支援教育支援員に関すること。

2. 平成 30 年度決算額の内訳（事業別）

款	項	目	中事業名	決算額 (千円)	
民生費	児童福祉費	児童福祉総務費	児童福祉事務経費	63,823	
教育費	教育総務費	教育委員会費	職員給与費等	1,256,055	
			教育委員会職員貸与被服経費	1,079	
			教育委員会臨時職員等経費	105,861	
		教育振興費	学事振興事務経費	3,210	
			補充講師経費	27,152	
			少人数学級実施経費	166,663	
			児童・生徒支援教員経費	57,638	
			いじめ対応支援員経費	3,174	
			教員資質向上経費	7,227	
			学校教育活動支援経費	24	
			英語教育推進事業経費	384	
			人事管理経費	454	
			青少年指導費	適応指導教室事業経費	2,138
		小学校費	小学校管理費	職員給与費等	247,419
		中学校費	中学校管理費	職員給与費等	122,721
		高等学校費	全日制高等学校費	職員給与費等	906,411
		社会教育費	図書館費	中央図書館管理経費	5,454
				西部図書館管理経費	3,585
				北部図書館管理経費	2,822
	中央移動図書館管理経費			244	
保健体育費	学校給食費	職員給与費等	224,633		
	学校保健体育費	教職員安全衛生管理経費	13,683		
合計				3,221,854	

### 3. 監査の結果及び意見

#### (1) 教職員の長時間労働の解消に向けての取組について

##### ①教職員の長時間労働の解消に向けての取組に関する現状

教職員の労働管理について、中央教育審議会「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）」（平成31年1月25日）にて、以下のとおり記載されている。

・勤務時間の管理については、厚生労働省において「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」（平成29年1月20日）が示され、使用者は、労働者の労働日ごとの始業・終業時刻を確認し、適正に記録することとされている。このガイドラインの適用範囲は「労働基準法のうち労働時間に係る規定が適用される全ての事業場」であることから、国公立を問わず、全ての学校において適用されるものである。

・労働法制上、使用者である校長や教育委員会等は、勤務時間を適切に把握・管理する責務を有しているが、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（以下「給特法」という。）の存在も相まって、教師の勤務時間を管理するという意識が、各学校の管理職や教師の服務監督を行う市区町村教育委員会等において希薄だった。また、登下校時間をはじめ各学校における活動時間の設定も、必ずしも教職員の所定の勤務時間を意識したものになっていなかった。

・給特法では、正規の勤務時間の割り振りを適正に行い、原則として、時間外勤務は命じないとされている。正規の勤務時間を超えて勤務させる場合は、「政令で定める基準に従い条例で定める場合に限るものとする」いわゆる「超勤4項目」に従事する場合であって、臨時又は緊急のやむを得ない必要があるときに限られる。その他、時間外勤務手当及び休日給を支給せず、勤務時間の内外を問わず、包括的に評価して教職調整額が支給されている。（給料月額の4%、期末・勤勉手当、退職手当、地域手当、へき地手当、年金等にも反映。）

・学校における働き方改革のための具体的な施策を検討するに当たっては、まず教師の勤務の長時間化の現状と要因を分析する必要がある。

また、同答申において、これまで学校・教師が担ってきた代表的な業務の在り方に関する考え方として以下が示されている。

【これまで学校・教師が担ってきた代表的な業務の在り方に関する考え方】

基本的には学校以外が担うべき業務	学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務	教師の業務だが、負担軽減が可能な業務
① 登下校に関する対応 ② 放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導されたときの対応 ③ 学校徴収金の徴収・管理 ④ 地域ボランティアとの連絡調整  (※その業務の内容に応じて地方公共団体や教育委員会、保護者、地域学校協働活動推進員や地域ボランティア等が担うべき)	⑤ 調査・統計等への回答等(事務職員等) ⑥ 児童生徒の休み時間における対応(輪番、地域ボランティア等) ⑦ 校内清掃(輪番、地域ボランティア等) ⑧ 部活動(部活動指導員等)  (※部活動の設置・運営は法律上の義務ではないが、ほとんどの中学・高校で設置。多くの教師が顧問を担わざるを得ない実態)	⑨ 給食時の対応(学級担任と栄養教諭等との連携等) ⑩ 授業準備(補助的業務へのサポートスタッフの参画等) ⑪ 学習評価や成績処理(補助的業務へのサポートスタッフの参画等) ⑫ 学校行事等の準備・運営(事務職員等との連携、一部外部委託等) ⑬ 進路指導(事務職員や外部人材との連携・協力等) ⑭ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応(専門スタッフとの連携・協力等)

(出所：中央教育審議会「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について(答申)」(平成31年1月25日))

さらに、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」(平成29年1月20日)では、労働時間の適正な把握のために使用者が講じる措置として以下のとおり記載されている。

#### 4 労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置

##### (2) 始業・終業時刻の確認及び記録の原則的な方法

使用者が始業・終業時刻を確認し、記録する方法としては、原則として次のいずれかの方法によること。

ア 使用者が、自ら現認することにより確認し、適正に記録すること。

イ タイムカード、ICカード、パソコンの使用時間の記録等の客観的な記録を基礎として確認し、適正に記録すること。

市教育委員会は、同答申及び改正労働安全衛生法（平成31年4月1日施行）を受けて、令和元年8月末から各学校にタイムレコーダーの設置を行い、9月末までに校務支援システムとのシステム連携を構築し、10月から本格稼働を開始している。

当該タイムレコーダー及び校務支援システムで把握できる情報は、在校等時間並びにそのうちの勤務時間外在校等時間及びその業務内容（下表のとおり）となっている。

#### 【在校等時間※1の業務一覧（市教育委員会）】

業務コード	業務名
1	授業準備・教材研究
2	学年・学級事務
3	校務分掌事務
4	部活動・クラブ活動
5	生活指導・生徒指導
6	保護者対応
7	会議・打ち合わせ
8	成績処理
9	進路事務
10	学校行事準備
11	登校対応
12	事務（調査・統計等への回答）
13	地域、関係団体対応
14	PTA活動
15	事務（学校事務）
16	学校運営

※1 「超勤4項目※2」以外の自主的・自発的な勤務も含め、外形的に把握することができる在校時間及び校外での勤務についても、職務として行う研修や児童生徒の

引率等の職務に従事している時間について外形的に把握し、これらを合わせて「在校等時間」とする。(文部科学省「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」平成31年1月25日)

※2 ①校外学習その他生徒の実習に関する業務、②修学旅行その他学校の行事に関する業務、③職員会議(設置者の定めるところにより学校に置かれているものをいう。)に関する業務、④非常災害の場合、児童又は生徒の指導に関し緊急の措置を必要とする場合その他やむを得ない場合に必要業務。(中央教育審議会「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について(答申)」平成31年1月25日)

②教員の業務の在り方を見直し長時間労働解消に向けた施策を講じるべき(意見)  
過去から教員の長時間労働は問題視されていたが、これまで市教育委員会では勤務実態を把握してこなかった。中央教育審議会からの答申を受け、今年度にタイムレコーダーによる出勤・退勤を記録し、校務支援システムと連動させることと併せて、勤務時間外における業務内容を記録するシステムとし、徐々に労働実態の把握を進めているところではある。しかし、その時間及び業務内容を把握しても、根本的に業務量を減少させる(長時間労働の解消の)施策を講じなければ意味がない(同答申においても、勤務時間管理は、働き方改革の「手段」であって「目的」ではない旨、記載されている。)。このため、市教育委員会は、システムに記録された労働の実態について、上述の「これまで学校・教師が担ってきた代表的な業務の在り方に関する考え方」を参考に業務を整理した上で、長時間労働の解消に向けた施策を講じていく必要がある。

## (2) 健康管理医による面接指導について

### ①健康管理医による面接指導に関する現状

昨今、長時間労働によるうつ病等の精神疾患者の増加や自殺者が増加していることを踏まえ、労働時間の状況の把握、面談指導、産業医、産業保健機能の強化等を行う必要があるとして、平成31年4月1日に改正労働安全衛生法が施行された。

主な改正内容は以下(ア)～(ウ)のとおりである。

#### (ア) 労働時間の状況の把握

客観的な方法により労働者の労働時間の状況を把握しなければならない。

- ・タイムカードによる記録
- ・パソコンのログインからログアウトまでの時間の記録等
- ・労働時間の状況の記録は3年間保存

(イ) 長時間労働者への医師による面談指導制度

長時間の労働により疲弊し健康障害発症のリスクが高まった労働者について、その健康の状況を把握し、これに応じて本人に対する指導を行うとともに、その結果を踏まえた措置を講じるものとする。

面接指導の要件

①一月当たりの長時間労働時間が 80 時間を超えている。

+

②疲労の蓄積が認められる。

+

③当該労働者の申出がある。

労働者への労働時間に関する情報の通知

一月当たりの長時間労働時間が 80 時間を超えた場合、事業者は当該労働者に対して速やかに超えた時間に関する情報を通知しなければならない。

(ウ) 産業医・産業保健機能の強化

長時間労働やメンタルヘルス不調などにより、健康リスクが高い状況にある労働者を見逃さないため、産業医による面談指導や健康相談等が確実に実施されるよう、産業保健機能を強化する見直しがされた。また、産業医の独立性や中立性を高めるなどにより、産業医等が産業医学の専門的立場から労働者一人ひとりの健康確保のためにより一層効果的な活動を行いやすい環境を整備するため、産業医の在り方が見直された。

・衛生委員会とは、労働者の健康管理等について、労使が協力して効果的な対策を進めるために、事業場に設置する協議の場である。(常時 50 人以上の労働者を使用する事業場では、「衛生委員会」の設置が事業者の義務となる。)

・産業医とは、労働者の健康管理等について、専門的な立場から指導や助言を行う医師のことである。(常時 50 人以上の労働者を使用する事業場では産業医の選任が義務となっているが、50 名未満の事業場においても、選任義務はないが、労働者の健康管理を医師等に行わせるように努めなければならない。)

(出所：「改正労働安全衛生法のポイント」 東京労働局)

市教育委員会では、上記「(1) 教職員の長時間労働の解消に向けての取組について」に記載のとおり、令和元年 10 月以降、タイムレコーダーによる在校等時間の把握を行

っているところであるが、それ以前は「健康管理医による面接指導用時間外・休日業務記録簿」を学校等安全衛生管理者（市立学校長・学校給食センター所長）へ提出することで、長時間労働時間の把握を行ってきた。

なお、長時間勤務等に係る健康管理医面接指導の流れは以下のとおりである。

#### 【長時間勤務等に係る健康管理医面接指導の流れ】

- ① 教職員は、「健康管理医による面接指導用時間外・休日業務記録簿」を学校等安全衛生管理者（校長）へ提出
- ② 学校等安全衛生管理者は時間外勤務が一月当たり 80 時間を超え疲労の蓄積が認められる教職員、若しくは学校等安全衛生管理者が 80 時間を超えなくても総合的に判断し必要と認めた教職員に「面接指導自己チェック票」を提出させる
- ③ 教職員からの面接指導の申出
- ④ 健康管理医による面接指導の実施（健康管理医のアドバイス）
- ⑤ 健康管理医から学校等安全衛生管理者に面接結果の報告（本人へ通知）
- ⑥ 事後措置の実施（労働時間短縮等、面接指導を受けての必要な措置を行う）
- ⑦ 学校等安全衛生管理者は面接指導結果、事後措置の実施について総括安全衛生管理者に報告

（市教育委員会から入手した資料を監査人が加工）

今回、包括外部監査で訪問した 4 学校（第 4 章【9】小学校・中学校 参照）では、面接指導自己チェック票は一度も利用されておらず（上表②）、所管課においても各学校から当該面接指導自己チェック票の提出は受けていないとのことであった。

また、市教育委員会における健康管理医による面接指導の実施状況、精神疾患による休職者数の推移、時間外・休日業務記録簿の集計結果（平成 31 年 4 月～令和元年 6 月）、は以下のとおりである。

長時間労働時間（80 時間超/月）の教職員割合が 3 ヶ月平均で 10% 超、精神疾患による休職者数（教員）は 0.5% 前後で推移しているが、健康管理医による面接指導件数は直近 3 ヶ年で 0 件であった。

#### 【市教育委員会における直近 3 ヶ年の健康管理医による面接指導件数】

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
健康管理医による面接指導件数	0 件	0 件	0 件

（市教育委員会から入手した資料を監査人が加工）



【市教育委員会における直近3ヶ年の精神疾患による休職者の推移】

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	全国※
精神疾患による休職者数及び割合（教員）	8人 (0.48%)	8人 (0.45%)	12人 (0.70%)	5,000人前後 (0.5%強)

※公立学校の教育職員に占める精神疾患による病気休職者の数  
(市教育委員会から入手した資料を監査人が加工)

【時間外・休日業務記録簿の集計結果（平成31年4月～令和元年6月）】

	4月	5月	6月	4月～6月の平均
長時間労働時間（80時間超/月）の教職員数及び割合	165人 /1,828人 (9.0%)	226人 /1,830人 (12.3%)	206人 /1,830人 (11.3%)	199人 /1,829人 (10.9%)

(市教育委員会から入手した資料を監査人が加工)

なお、市教育委員会は、学校等安全衛生管理者、衛生管理者、衛生推進者を対象に労働安全衛生に関する研修会（総括安全衛生委員会研修会）を年に1回実施している。

②健康管理医面接指導制度を適切に運用すべき（結果）

長時間労働時間（80時間超/月）の教職員数が平均200人（割合10%超）と長時間労働者が多いことが問題視されている中、精神疾患による休職者を未然に防ぐためにも健康管理医による面接指導の実施がより重要であると考えられる。

このため、市教育委員会は、学校等安全衛生管理者に対する総括安全衛生委員会研修会等の中で、「面接指導自己チェック票」の活用や教職員を守るために制度として実施される健康管理医面接指導の必要性、重要性を理解してもらう内容を盛り込むなど、長時間勤務等に係る健康管理医面接指導制度を周知し、適切に運用すべきである。

③書面間の記載を整合させるべき（結果）

市教育委員会から各校長へ周知している『長時間勤務等に係る健康管理医面接指導の流れ』においては、「学校等安全衛生管理者（校長）は時間外勤務が1月当たり80時間を超え疲労の蓄積が認められる教職員、若しくは学校等安全衛生管理者が80時間を超えなくても総合的に判断し、必要と認めた教職員に『面接指導自己チェック票』を提出」させ、その後、教職員からの面接指導の申出があった場合に、健康管理医による面接指導を実施することとなっている。

しかし、『面接指導自己チェック票』には、「このチェック票は、医師による面接指導を受ける労働者本人が、あらかじめ自己チェックし、必要事項を記入した上で医師または提出窓口に提出し、医師の判断・指導に役立てるものです。」と、健康管理医による面接指導を希望する労働者のみが提出を必要とするような説明文が記載されており、本来の趣旨と異なる。

当該『面接指導自己チェック票』は、学校等安全衛生管理者及び労働者本人が、健康管理医による面接指導実施の必要性を判断する資料であることを記載するなど『長時間勤務等に係る健康管理医面接指導の流れ』と整合させるべきである。

### (3) ストレスチェックの実施について

#### ① ストレスチェックの実施に関する現状

ストレスチェック制度は、労働者が自分のストレスの状態を知ること、ストレスをためすぎないように対処したり、ストレスが高い状態の場合は医師の面接を受けて助言をもらったり、会社側に仕事の軽減などの措置を実施してもらったり、職場環境の改善につなげたりすることで、「うつ」などのメンタルヘルス不調を未然に防止するための仕組みである。

(出所：厚生労働省「ストレスチェック制度導入マニュアル」)

このストレスチェック制度は、労働者が 50 人以上いる事業所において、毎年 1 回、全ての労働者（ただし、契約期間が 1 年未満の労働者、労働時間が通常の労働者の所定労働時間の 4 分の 3 未満の短時間労働者を除く。）に対して実施することが義務付けられている。

また、労働者のメンタルヘルス不調の未然防止を強化するため、定期的に労働者のストレスの状況について検査を行い、本人にその結果を通知してストレスの状況についての気づきを促し、個々の労働者のストレスを低減させるとともに、職場におけるストレス要因を評価し、職場環境の改善につなげることでストレスの要因そのものを低減するよう努めることを事業者に求めるものである。

市教育委員会では、教職員等が 50 名未満の学校を含め、全ての学校においてストレスチェックを実施しており、直近 3 ヶ年のストレスチェック結果は下表のとおりである。

【市教育委員会における直近3ヶ年のストレスチェック結果】

教職員	対象者数※	回答者数 (対象者数に対する割合)	高ストレス者 (回答者数に対する割合)	面接実施者
平成30年度	1,701人	1,294人 (76.1%)	171人 (13.2%)	0人
平成29年度	1,737人	1,151人 (66.3%)	127人 (11.0%)	1人
平成28年度	1,772人	1,341人 (75.7%)	142人 (10.6%)	2人

業務員	対象者数※	回答者数 (対象者数に対する割合)	高ストレス者 (回答者数に対する割合)	面接実施者
平成30年度	123人	123人 (100.0%)	19人 (15.4%)	1人
平成29年度	123人	120人 (97.6%)	16人 (13.3%)	2人
平成28年度	127人	120人 (94.5%)	15人 (12.5%)	0人

※教職員については、休職者は含まれていないが、業務員については、含まれている。  
(市教育委員会から入手した資料を監査人が加工)

ストレスチェック結果については、業務員の回答率(対象者数に対する割合)は94%~100%と高水準で推移しているが、教職員の回答率は66%~76%と3分の1~4分の1程度が未回答であった。また、回答者数に対する高ストレス者の割合は、教職員、業務員とも10%以上で増加傾向にある。

【市教育委員会における直近3ヶ年の精神疾患による休職者の推移(再掲)】

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	全国※
精神疾患による休職者数及び割合(教員)	8人 (0.48%)	8人 (0.45%)	12人 (0.70%)	5,000人前後 (0.5%強)

※公立学校の教育職員に占める精神疾患による病気休職者の数  
(市教育委員会から入手した資料を監査人が加工)

直近3ヶ年の精神疾患による休職者数は0.45%～0.70%と全国と比較して同水準から高い水準で推移している。

ストレスチェックは、教職員については、公立学校共済組合のシステム（外部のシステム）により実施しているため、所管課はシステムを利用して学校ごとの回答者数・回答率を随時確認し、実施期間開始後1週間経過時点で全学校長及び教職員あてに受検催促の通知を行い、さらに実施期間終了3日前頃に回答率が低い学校の管理職に連絡し、教職員に受検を周知するよう伝えている。ただし、システムから未回答者の個人名は確認できないため、未回答者を特定して受検を催促することはできていない。

②ストレスチェック結果の回答率が向上するよう対策を講じることが望ましい（意見）

近年、ストレスチェック結果による高ストレス者割合の増加と合わせて精神疾患による休職者が高水準かつ増加傾向にあることから、ストレスチェック制度の趣旨に沿って「うつ」などのメンタルヘルス不調を未然に防止するためにも、ストレスチェックは可能な限り対象者全員が受けることが望ましい。

このため、研修やメール配信等を通じてストレスチェックが教職員を守るために実施されていることを対象者に十分に周知し、その必要性の理解を促し、ストレスチェックの回答率が向上するよう対策を講じることが望ましい。

## 【4】地域教育課

### 1. 地域教育課の事務分掌

奈良市教育委員会事務局組織に関する規則では、地域教育課の事務分掌について次のとおり定めている。

#### 地域学校連携係

- (1) 地域学校連携事業に関すること。
- (2) 地域学校連携事業の推進に関すること。
- (3) 地域学校連携事業に係る研修に関すること。
- (4) キャリア教育に関すること。
- (5) 課の庶務に関すること。

#### 放課後児童育成係

- (1) 放課後児童対策の企画及び調整に関すること。
- (2) 放課後児童健全育成事業及び施設の運営管理に関すること。
- (3) 放課後児童健全育成事業施設の入退所に関すること。
- (4) 放課後児童健全育成事業の指導員に関すること。
- (5) 放課後児童健全育成事業の指導に関すること。
- (6) 児童育成料の徴収に関すること。

## 2. 平成 30 年度決算額の内訳（事業別）

款	項	目	中事業名	決算額 (千円)
民生費	児童福祉費	学童保育費	学童保育経費	702, 222
		児童福祉施設 整備事業費	左京バンビーホーム 建設事業	32, 762
			平城バンビーホーム 建設事業	58, 487
			明治バンビーホーム 建設事業	48, 026
			富雄第三バンビーホ ーム建設事業	3, 981
			佐保川バンビーホー ム建設事業	82, 813
			東登美ヶ丘バンビー ホーム建設事業	50, 096
教育費	教育総務費	教育委員会費	教育委員会事務経費	129
		教育振興費	キャリア教育推進経 費	1, 146
	社会教育費	青少年育成費	放課後子ども教室推 進事業経費	20, 344
			地域で決める学校予 算推進経費	85, 861
合計				1, 085, 868

## 3. 監査の結果及び意見

### (1) 放課後児童クラブにおける食事の提供について

#### ①放課後児童クラブでの昼食の提供に関する現状

過去、休日に放課後児童クラブへ児童を預ける場合には、保護者が児童に弁当を持参させる必要があったが、弁当の準備は働く世代の負担となっており、保護者から昼食の提供を求める声が多数あった。現在、そうした声を反映して、働く保護者の負担軽減を図り、働きながら子育てしやすい環境を整え、保護者がゆとりをもって児童に向き合えるよう支援していくという趣旨から、夏休み等の休日の放課後児童クラブにおいて希望する児童（保護者）に対して昼食の提供を行っている。その際、昼食として提供している弁当の価格約 350 円のうち、保護者負担は 250 円であり、残りは市で負担している。

また、就学援助費の支給を受けている世帯に対しては給食費と同様に全額の減免を行っている。

## ②料金設定を再考することが望ましい（意見）

当該昼食は、アレルギーへの対応が難しいこと等から全児童に対して提供可能なものではなく、また、放課後児童クラブに通う児童は限られていることから、受益者が限定されている状況である。したがって、公平性の観点から全額を受益者の負担とするような料金設定が望ましい。

なお、保護者の負担軽減という趣旨は、当初休日の放課後児童クラブに児童を預ける際は弁当を作って持参させるという選択肢しかなかったところ、昼食の提供が受けられることによる負担軽減を図ることにあり、金銭的な補助がなかったとしても、その趣旨は果たしているものと考えられる。

また、全額免除の対象者についても、上記趣旨を鑑みると給食費と同様の減免を行う必然性は低く、当該減免制度について見直すことが望ましい。

## (2) 放課後児童クラブにおける学習プログラムについて

### ①学習プログラムの受講料に関する現状

一部の放課後児童クラブにおいて、1～3年生の放課後児童クラブ入所児童を対象とした有料の学習プログラムを平成27年8月からモデル的に導入している。市教育委員会は本事業を民間事業者に委託しており、希望者は一月当たり3,000円の受講料で、本学習プログラムを受講することができる。

本事業の目的は、入所児童の学習意欲の向上と習い事をさせたいという保護者のニーズに応えるものである。そのため、学習プログラムの受講に係る費用については、全額を保護者負担とすることが馴染む性質の事業である。

この点、受講料の算定根拠について、市教育委員会の担当者にヒアリングしたところ、保護者の負担も考慮し、1回1,000円を目安として、月3回の実施であることから月3,000円とし、全ての施設で定員30名を割ることがなければ、市の負担が生じないように設定されているとのことであった。しかし、学習プログラムに係る歳出891万円に対して、受講料による歳入は408万円に留まっており、施設ごとに受講者数のばらつきはあるものの、受講者数は定員全体の半数程度となっていることから、結果として多額の負担が市に生じている。

### ②学習プログラムに係る費用について、受講料の算定方法を再考することが望ましい（意見）

本事業は、放課後児童クラブに入所している児童のみが対象となっており、習い事としての性格が強く、対象者も限定されている。そのため、市教育委員会は本事業に係る

費用を利用者の全額負担とすることを前提に受講料を設定している。しかし、現在の受講料は、各施設で学習プログラムの定員 30 名が全て充足される想定で算定されているため、市側での負担が生じている状況となっている。学習プログラムの実施から相当程度の期間が経過していることから、定員ではなく、受講者数の実績値等を使用して、受講料を再考することが望ましい。

ただし、安易に受講料を引き上げると、更なる利用者の減少が見込まれ、保護者不在のため習い事に通うのが困難な入所児童に向けた学習プログラムの提供という本事業の意義が薄れることになりかねない。市教育委員会は、受講実績やアンケート等を通じて、学習プログラムの導入施設や実施期間を継続的に検討することが望まれる。

そして、これらの対応を講じても、市側で多額の負担が生じることが続くようであれば、現在の受講料の算定方法を見直すことを検討すべきである。なお、定期的な見直しの結果は、所管課全体で共有しておくとともに、担当者が変更となった際にも、過去の経緯が分かるように、書面で記録しておくことが望まれる。

### (3) 放課後児童クラブの育成料について

#### ①育成料の負担割合に関する現状

現状、平成 30 年度の放課後児童クラブの運営に係る費用は概算で 7 億円であるのに対して、放課後児童クラブの入所者からの育成料による収入は、住民税の非課税世帯等の減免者等の影響を除くと、2 億 4,000 万円の見込みであり、利用者の負担割合は 34% 程度となっている。

この点、国が想定する放課後児童クラブの運営費負担の考え方は、利用者が運営費の 50%を負担し、残りを国・県・市で負担するというものであり、現状は目安から 20% 弱のかい離が生じている。市教育委員会では、平成 27 年度に育成料の改定を行い、以前の月 3,000 円から月 5,000 円へと料金を変更しているものの、育成料の負担割合の推移について、定期的な確認は行っていない状況であった。

#### ②育成料の負担割合について、方針を明確化することが望ましい（意見）

市教育委員会では、放課後児童クラブに関連して、昼食提供事業や学習プログラムの導入など、放課後児童健全育成事業の充実に取り組んでいる。他方で、関連事業に係る市費による負担も増加していることから、今一度、市の負担方針を明確化し、市の負担方針と利用者の負担割合がかい離していないかを定期的に確認することが望ましい。毎年度の確認を実施しなければ、利用者の負担割合が市の方針から著しくかい離している状況を適時に把握することができず、育成料の改定を検討するタイミングが遅れてしまい、他の事業に充てるべき予算が削られてしまうことも考えられる。

なお、確認の結果は、所管課全体で共有しておくとともに、担当者が変更となった際にも、過去の経緯が分かるように、書面で記録しておくことが望まれる。



#### (4) バンビーホームに関する中長期修繕計画について

##### ①バンビーホームの修繕計画に関する現状

現在、バンビーホーム（放課後児童クラブの実施施設）については国からの補助もあり、随時整備を行っていることから、市の建物の中では比較的築年数の浅いものが多いが、中には建設から20年以上経過しているものもある。

また、修繕については毎年度、老朽度や施設の状態を加味した修繕の優先順位付けを行って対応しているが、耐用年数等を加味した中長期的な修繕計画については作成されていない。

##### ②中長期的な修繕計画を作成すべき（結果）

バンビーホームは利用対象者が児童であることを考慮すると、安全に配慮しなければならず、安全確保のために計画的な修繕等の対応が必要であるが、固定資産に関する中長期の修繕計画が策定されていなかった。中長期的な修繕計画が作成されない場合、予算の制約等により必要な修繕が先送りになる等といった事象が発生し、安全性を配慮すべき施設について適時適切な修繕が行えないというリスクが発生する可能性がある。

したがって、中長期的な修繕計画を作成し、必要な予算を計画的に見積もることで適時適切な修繕が実施可能な体制を構築すべきである。

## 【5】学校教育課

### 1. 学校教育課の事務分掌

奈良市教育委員会事務局組織に関する規則では、学校教育課の事務分掌について次のとおり定めている。

#### 総務係

- (1) 教科書の支給事務に関すること。
- (2) 日本学書展に関すること。
- (3) 奈良ユネスコ協会事務局に関すること。
- (4) 部内の他課の主管に属しないこと。
- (5) 部及び課の庶務に関すること。

#### 指導係

- (1) 学校教育及び学校経営の指導助言に関すること。
- (2) 教育課程に関すること。
- (3) 教科書の選定採択及び教材の使用承認に関すること。
- (4) 英語教育に関すること。
- (5) 学校体育に関すること。
- (6) 人権教育に関すること。
- (7) 学力・学習状況調査の実施に関すること。
- (8) 学校教育活動支援（部活動指導、スクールサポート等）に関すること。
- (9) 学校評価に関すること。
- (10) 学校運営協議会（コミュニティスクール）に関すること。
- (11) 高等学校入学者選抜に関すること。
- (12) 校長会及び教頭会に関すること。

#### 教育推進係

- (1) 小中一貫教育に関すること。
- (2) 世界遺産学習に関すること。
- (3) 日本語指導に関すること。

#### 情報教育係

- (1) 情報教育に関すること。
- (2) 学校の情報システムの導入及び維持管理に関すること。
- (3) 学校のセキュリティ対策に関すること。

2. 平成 30 年度決算額の内訳（事業別）

款	項	目	中事業名	決算額 (千円)	
教育費	教育総務費	教育振興費	児童・生徒支援教員経費	3,792	
			人権教育研究経費	708	
			教育指導推進経費	10,562	
			学校教育活動支援経費	15,368	
			人権教育推進経費	106	
			学校教育検討推進経費	114	
			学校文化活動推進経費	1,484	
			副読本作成経費	2,292	
			英語教育推進事業経費	26,300	
			小中一貫教育推進事業経費	263	
			世界遺産学習推進経費	5,941	
			コミュニティ・スクール事業推進経費	1,051	
			キャリア教育推進経費	719	
			学校 ICT 推進経費	256,471	
	小学校費	小学校教育振興費	小学校教育振興事務経費	1,468	
			小学校文化クラブ活動推進経費	2,152	
			ふるさと母校応援寄附経費	880	
	中学校費	中学校教育振興費	中学校教育振興事務経費	781	
			中学校文化クラブ活動推進経費	5,283	
			ふるさと母校応援寄附経費	1,383	
	保健体育費	学校保健体育費	学校体育推進経費	2,803	
			体育クラブ活動推進経費	5,716	
	合計				345,637

### 3. 監査の結果及び意見

#### (1) ICT 活用の状況について

##### ①ICT 活用の現状

市教育委員会は令和2年度から全面実施となる次期学習指導要領でのプログラミング教育の導入や、ICTの活用を進めるためにフューチャースクール構想を作成し、教育用タブレットなどの設置に尽力しているが、現状としてはタブレット端末の導入が十分とは言えない状況である。

文部科学省の「第3次教育振興基本計画」（平成30年6月15日）では、学習者用のコンピュータを令和4年度までにおおよそ3.0人に1台（正確には3クラスに1セット）分程度整備することが目標とされているが、市は8.3人に1台という現状である。

なお、フューチャースクール構想が計画どおりに進めば、令和4年度までに文部科学省が求める水準には達成できる見込みである。

##### ②タブレット端末の早期導入が望ましい（意見）

市では予算の関係もあり、現状では学校のタブレット端末の導入台数が、文部科学省の求める台数に達していない。

また、学校別にみても、一部のモデル校や規模が小さい学校を除き、各校の端末台数が同一なため、人数の少ない学校と多い学校で児童1人当たりのタブレット端末台数に大きな差があり、不平等感がある。実際に小中学校の児童生徒1人当たりタブレット台数を単純集計により算出したところ、最も多いところで0.71人に1台、最も少ないところで0.06人に1台となっていた。

そのため、引き続き、フューチャースクール構想で立てた計画を進め、文部科学省の求める水準まで引き上げ、タブレット端末の早期導入を行い、学校間格差を是正することが望ましい。

なお、令和元年12月に「GIGAスクール構想の実現」が閣議決定され、1人1台端末及び高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備していくこととなった。そのため市は、1人1台コンピュータを令和5年度までに整備することとなり、実現に向け計画変更し、補正予算等対応中である。

#### (2) 情報セキュリティ監査について

##### ①情報セキュリティ監査の現状

「奈良市立幼稚園・小・中・高等学校における情報セキュリティ対策基準」（平成24年1月1日）の第10条によれば、以下のように、情報セキュリティ監査を実施すべき旨が定められている。しかし、現状として、第三者による定期監査は実施されていない。

## 10 監査及び見直し

### (1) 情報セキュリティ監査

教育CIOは、「奈良市立幼稚園・小・中・高等学校における情報セキュリティ基本方針」及び) この対策基準の遵守状況を第三者が定期的に監査する計画を策定し、その第三者による監査結果を奈良市立学校園 IT 戦略委員会に報告させる。

現状で、市教育委員会は、学校が行っている USB・SD カードの管理状況の確認は実施しており、情報セキュリティ監査と実質的に同等のチェックを部分的には行っている。しかし、上述の第三者による定期的な情報セキュリティ監査は、USB・SD カードなど、ハードウェアの管理状況の確認だけではなく、「奈良市立学校園情報セキュリティポリシー」の内容と運用全般に係る監査、外部からの侵入・改ざんテストなど多岐にわたると想定される。

### ②対策基準に基づき定期監査を実施すべき（結果）

現状として、市教育委員会では人手不足の影響もあり、情報セキュリティ監査を行うための計画の策定や環境の構築をしていないため、情報セキュリティ監査を行えず、「奈良市立幼稚園・小・中・高等学校における情報セキュリティ対策基準」に反している状態にある。

情報セキュリティ監査が行われなければ、当該基準の遵守状況（外部からの不正アクセスや不正改ざん、個人情報漏えいや不正利用等への対応等）が適正かどうか判断できないおそれがある。

当該基準の遵守状況の適正性を判断し、事故の発生を未然に防止するためにも、情報セキュリティ監査の実施要領等を策定し、基準に基づく監査を実施すべきである。

### (3) 学校運営協議会について

#### ①学校運営協議会への点検・評価の現状

市教育委員会は、平成 29 年度の地教行法の改正に基づいて、学校評議員制度から学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）への移行を実施している最中である。そのため、ロードマップを作成し、学校運営協議会制度を順次導入している。

学校運営協議会は、教育委員会から委嘱・任命を受けた者により結成される機関であり、メンバーは保護者、地域住民、対象学校の運営に資する活動を行う者、その他教育委員会が適当と認める者等で構成される。学校運営協議会の主な機能は以下のとおりである。

- ・校長が作成する学校運営の基本方針を承認すること（必須）
- ・学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べるができること
- ・教職員の任用に関して、教育委員会に意見を述べるができること

一方で、「平成 30 年度奈良市教育委員会施策評価報告書」において、市教育委員会は「学校評議員制度の推進」状況について点検・評価を行っている。内容としては、評議員制度の評議員数や、学校評議員による学校関係者評価などの結果がまとめられている。しかし、「平成 30 年度奈良市教育委員会施策評価報告書」では、学校運営協議会制度の点検・評価は行われていない。

## ②学校運営協議会制度の点検・評価を実施することが望ましい（意見）

上述のとおり、今後は学校運営協議会制度へ順次移行していく計画である。しかし、市教育委員会は、学校運営協議会の点検・評価を行っていない。この理由は、学校運営協議会は市教育委員会の下部組織として位置づけられているものであり、その委員は市教育委員会が委嘱・任命しているため、市教育委員会では委嘱・任命という行為自体をもって、当該協議会への評価と考えているためである。

しかし、運営協議会が発する市教育委員会や校長への意見はどういったものがあったのか、それらの意見がどれくらい採用されたのか、などを点検・評価し、まとめることは、今後の学校運営や運営協議会の活動に役立つと考えられる。また、今後、上述のロードマップに従い、新たにコミュニティ・スクールを採用する学校が増加していくことから、新たな学校運営協議会への指針にもなりえる。

そのため、市教育委員会は、学校運営協議会制度についても評議員制度と同様に点検・評価を実施することが望ましい。

なお、市教育委員会は令和 2 年度から施策評価報告書で、学校運営協議会制度について、点検・評価を実施する予定である。

## （４）学校評価について

### ①各学校から回収した学校評価の活用の状況

教育基本法の定めに基づいて、小学校及び中学校は、教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行っている。文部科学省「学校評価ガイドライン」（平成 28 年 3 月 22 日）によれば、この学校評価の意義は「教育活動等の成果を検証し、必要な支援・改善を行うこと」にあるとされている。成果の検証及び改善は、教育現場である学校だけで完結するものではなく、設置者や教育委員会においても、成果の検証及び改善が求められている。

各学校では、年度末に学校評価を行うとともに、学校評価の結果及び外部アンケートを保護者等の学校関係者に提出し、学校関係者からの評価を受けている。学校では、自己評価及び学校関係者評価で識別された課題等について、中学校区ごとに置かれている地域教育協議会へ必要に応じて共有することや、翌年度当初に作成する学校ビジョンに反映させること等によって、教育活動及び学校運営の改善を図っている。

市教育委員会では、各学校から提出を受けた学校評価及び学校関係者評価を取りまとめ、各学校の担当者が内容を確認するとともに学校教育課内で回覧しているものの、それ以上の分析は行っていない。

## ②回収した学校評価を市教育委員会としても分析することが望ましい（意見）

市教育委員会は学校から学校評価及び学校関係者評価の提出を受ける立場にあることから、それらを集約し、分析を行うことが望ましい。分析の方法としては、例えば、学校間比較や経年比較を行うこと等が考えられる。これらの分析によって、学校では気がついていない傾向や課題を適時に把握し、市教育委員会から学校に対して改善のための働きかけが可能となることが考えられる。

学校評価の評価項目については、市教育委員会で標準的な様式が作成されており、学校間で評価項目が大きく異なるようなことはない。他方で、保護者等の学校関係者に実施している外部アンケートの項目については、現状では、個々の学校独自のものとなっている。この点、学校評価と同様に標準的な様式の作成や共通のアンケート項目を設定することによって、外部評価が学校評価の学校間比較や経年比較により資する情報となることを期待できる。

## (5) 学校ごとの課題等を記録した資料の作成について

### ①学校ごとの課題等を記録した資料の現状

市教育委員会では、学校ごとに担当者を定めて、各学校からの相談等の対応に当たっている。学校担当者は、学校からの相談等の内容に応じて、関連する所管課との連携や学校訪問を行っている。

学校ごとの課題をどのように情報共有しているかについて、担当者にヒアリングしたところ、課内では随時、情報を共有しているとともに、大きな問題等が発生した場合には、課長に報告しているとのことであった。また、複数の課にまたがる内容については、必要に応じて、各課連絡会で共有しているとのことである。しかし、学校ごとの課題や対応状況等を記録した資料は作成されていない。

### ②学校ごとの課題等を記録した資料を作成することが望ましい（意見）

現在においても、課内での情報共有や各課連絡会での情報共有は行われている。しかし、学校ごとの課題や対応状況等を記録した資料がなければ、対応中の課題のてん末が不明確となり、必要な対応を措置することに時間を要してしまうおそれがある。また、各学校担当者の異動等が生じた場合、学校ごとのこれまでの経緯が分からなくなることも懸念される。したがって、学校ごとの課題等を記録した資料を作成することが望ましい。

作成する資料の一例としては、カルテのように、学校ごとに重要な項目を設けて、そ

れぞれの記録を残しておくことが考えられる。設定する項目や記載の内容、記録する頻度については、事務的なコストと実務上のメリットを勘案して、検討することが考えられる。



## 【6】いじめ防止生徒指導課

### 1. いじめ防止生徒指導課の事務分掌

奈良市教育委員会事務局組織に関する規則では、いじめ防止生徒指導課の事務分掌について次のとおり定めている。

いじめ防止係
(1) いじめ防止対策に関すること。
(2) いじめ防止等に係る関係団体との連絡調整に関すること。
(3) 児童虐待に係る関係機関及び団体との連絡調整に関すること。
生徒指導係
(1) 生徒指導上の指導助言に関すること。
(2) 登下校の安全指導に関すること。
(3) 少年非行防止等に関すること。
(4) 課の庶務に関すること。

### 2. 平成 30 年度決算額の内訳（事業別）

款	項	目	中事業名	決算額 (千円)
教育費	教育総務費	教育振興費	いじめ対応支援員経費	18,623
			教育指導推進経費	183
			生徒指導推進経費	26,634
		青少年指導費	青少年指導経費	14,712
合計				60,152

### 3. 監査の結果及び意見

#### (1) いじめ対応支援員について

##### ①いじめ対応支援員の現状

市教育委員会は、全ての学校に、校内のいじめ対策のリーダー、未然防止や体制づくりの先導役、事象発生時の司令塔として、いじめ対応教員を設置している。いじめ対応教員は学校の既存教員を選任したものであるが、特に課題の多い学校に対しては、いじめ対応教員をサポートするいじめ対応支援教員を追加で配置していた。平成 28 年度には 22 校、29 年度には 16 校に配置したが、配置されていない学校とのいじめ認知の差が見られるようになった。

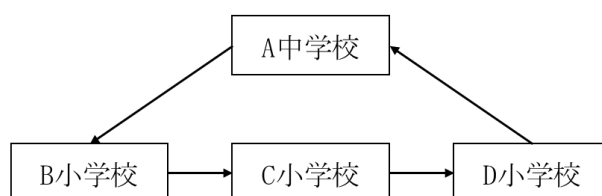
そこで、方針転換を図り、特定の学校への教員加配を止め、市教育委員会からの訪問型のいじめ対応の強化を行うことにした。ただし、対応に苦慮している学校において教員数が減少すると、混乱を招くおそれもあるため、いじめ問題等の課題の多い学校を拠

点とし、数校を巡回するいじめ対応支援員を配置した。平成30年度は、8中学校区（中学校8校、小学校22校）、令和元年度は11中学校区（中学校11校、小学校17校）に配置した。

いじめ対応支援員は特定の中学校に原則として2週間滞在し、その後当該中学校区の小学校を順番に2週間ずつ滞在し、また中学校に戻るという形態を基本としている。配置校区以外でも緊急対応が必要な場合は、柔軟に対応しているとのことであった。

A中学校を拠点として、いじめ対応支援員を配置

- ・原則1つの学校に連続して2週間滞在する。
- ・緊急事態が発生した場合は、指導主事、学校支援コーディネーターと支援員によるチームを編成し、必要な学校へ派遣する。



（市教育委員会から入手した資料を監査人が加工）

## ②早期のいじめ対応支援員の全学校への配置が望ましい（意見）

いじめ対応支援員の配置校は十分な検討を踏まえ、選定していると思われるが、いじめ対応について有意義であるのであれば、必要な学校全てにできる限り早く、配置できるようにすることが望ましい。

## 【7】保健給食課

### 1. 保健給食課の事務分掌

奈良市教育委員会事務局組織に関する規則では、保健給食課の事務分掌について次のとおり定めている。

保健係
(1) 児童及び生徒の健康管理に関すること。
(2) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関すること。
(3) 学校保健計画及び学校環境衛生の管理指導に関すること。
(4) 養護部会及び保健主事会に関すること。
(5) 独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付に関すること。
(6) 課の庶務に関すること。
給食係
(1) 学校給食の企画及び運営に関すること。
(2) 学校給食の実施に係る指導及び助言に関すること。
(3) 給食器材の整備に関すること。
(4) 学校給食調理員に関すること。
(5) 学校給食食材に関すること。
(6) 学校給食費の徴収及び管理に関すること。

### 2. 平成30年度決算額の内訳（事業別）

款	項	目	中事業名	決算額 (千円)
教育費	教育総務費	教育委員会費	教育委員会職員貸与被服経費	714
			教育委員会臨時職員等経費	19,275
	保健体育費	学校給食費	学校給食事務経費	867,466
			学校給食設備整備経費	8,474
			給食食材調達経費	1,133,961
			学校給食公会計経費	7,103
			学校保健体育費	日本スポーツ振興センター共済掛金経費

		学校保健管理経費	20,105
		児童生徒健康診断 経費	71,435
		フッ素塗布経費	2,844
		児童生徒検診経費	20,848
		結核健康診断経費	1,080
合計			2,176,403

### 3. 監査の結果及び意見

#### (1) 委託業者への指導・監督について

##### ①委託業者への指導・監督に関する現状

給食調理業務を外部業者に委託している場合における市教育委員会の指導・監督としては、「給食調理業務委託契約書」（平成30年度時点）において以下が定められている。

- ・ 調理業務完了届の閲覧
- ・ 委託業務の調査等
- ・ 四者協議会の設置

調理業務完了届については、市教育委員会が委託業者から毎月入手し、内容の確認をしている。また、保護者等から給食についてクレームがあった場合などにおいて、委託業務の調査を実施している。さらに、学校給食四者（学校、PTA、受託者、市教育委員会）協議会を設置し、年次で協議を実施し、今後の業務改善につなげている。

一方で、市教育委員会は委託業者の管理を書面の確認や協議などにより行っているが、直接現場に赴き、仕様書に基づいた業務が行われているかについては確かめていない。ただし、調理業務にトラブルが発生した場合は、現場に赴き指導を行っている。

市教育委員会の給食調理業務委託仕様書で定められている業務の内容は以下のものがある。

#### 8. 業務内容

- (1) 奈良市が提供する食材料を使用し、奈良市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が作成した月間献立表、調理指示書に従い調理する。なお、調理の仕上げ時間は、喫食時間から遡って2時間以内とし、指示書に従って適温給食に努める。
- (2) 出来上がった給食は、学級別に提供量を計量し、配缶、デザート等添え物や食器類とともに所定の位置に出す。また、児童が運搬するのを介助する。
- (3) 食器具（食器・トレイ・スプーン・はし等）及び調理器具（食缶・ボール・パン箱・米類保管箱・牛乳籠・玉じゃくし等を含む）の洗浄、消毒、保管を行う。
- (4) 給食施設・調理用設備機器の清掃、整備点検、整理整頓を行う。

- (5) 残菜・厨芥及びその他業務に伴い発生したゴミは、本市が定める分別（別紙）を参考に適切に処理し、塵芥置き場は常に清潔に保つよう清掃を行う。
- (6) 教育委員会の指定する研修会に担当職員を出席させる。
- (7) アレルギーの対応を要する児童については、学校と協議のうえ対応を行う。
- (8) 上記（1）から（7）に付帯するその他必要な業務を教育委員会の指導に基づいて行う。

（出所：市教育委員会作成の「給食調理業務委託仕様書」）

## ②市教育委員会による立入検査等の実施を検討することが望ましい（意見）

給食調理業務委託において、市教育委員会が立入検査を行うことは、仕様書どおりの運営が行われているかを客観的に検証できるため、委託業者への統制行為として有用である。また、現場の状況を直接観察することは、今後の委託業務の改善につながるヒントを得る機会になると考えられる。そのため、市教育委員会による立入検査等の実施を検討することが望ましい。

現状、委託業者に対する検査としては、奈良市薬剤師会による奈良市学校環境衛生検査や、市の保健所保健衛生課による収去検査などが行われている。したがって、市教育委員会による立入検査を実施することになった場合には、委託業者の負担感軽減のため、奈良市薬剤師会や保健衛生課による検査と重複する検査項目は省略することが望まれる。

## （2）委託業者の選定について

### ①委託業者の選定に関する現状

市教育委員会は委託業者の選定に当たって、学校単位での入札方式を採用している。その結果、同一業者が複数の小中学校の調理業務を担当している状況がある。担当校数と委託業者の社数をまとめると以下のとおりであり、委託業者 16 社中 13 社が複数校を担当している。

【担当校数と委託業者数】

担当校数	社数
5校	1社
4校	3社
3校	5社
2校	4社
1校	3社

（出所：市教育委員会から入手した資料を監査人が加工）

一方で、他市における委託業者の選定について共同発注を行っている事例としては以下のものが挙げられる。

- ・ 神戸市：企画競争（入札・コンペ・プロポーザル）
- ・ 春日部市：一般競争入札
- ・ 相模原市：随意契約

上記の市においては、市域をいくつかのブロックに分割し、ブロックに含まれる複数校一括での委託業者の共同発注を行っている。なお、受託に際しては1ブロックのみの応募でも複数ブロックでの応募でも問わない旨が定められている。

なお、給食の食材については、市は全校同一献立・食材のため、市教育委員会が一括で発注を行っている。

## ②複数校による共同発注の検討を行うことが望ましい（意見）

共同発注は入札手続の回数が減少するため職員や財政の負担軽減にもつながり、かつ、共同発注を行うことでスケールメリットにより委託金額を低くすることができる可能性がある。また、委託業者にとっても、職員の融通をしやすくなる、市教育委員会への提出書類を一括で済ますことができる、などのメリットがある。

現在の委託業者へのヒアリングや他事例の研究などを行い、共同発注を行うことのメリットとデメリットを分析し、導入を検討することが望ましい。

## （3）未収債権の管理状況について

### ①未収債権に関する現状

平成25年度以前は、市教育委員会では給食費を学校の教職員が回収・管理していた。しかし、教職員の負担軽減等を目的として、平成26年度から給食費を公会計として扱うこととした。給食費の未収債権の推移状況は以下のとおりであり、年々増加している。増加要因は、中学校での給食が始まったこと、回収が教員から市職員になったことなどに起因しているとのことだった。

#### 【給食未収債権の推移】

（単位：千円）

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
8,084	15,811	23,689	30,293	36,153

（出所：市教育委員会から入手した資料を監査人が加工）

また、平成26年度以降は、給食費は未収金管理のためのシステムを活用し回収状況を管理している。さらに、市教育委員会は「決算における未収債権状況調査表」を作成し、毎年度未収債権の残高を確認している。しかし、「決算における未収債権状況調査

表」では、「消滅時効の時効期間が経過していない債権」のうち、奈良市債権管理条例第 11 条（第 5 号を除く。また、以下「債権管理条例第 11 条」という。）の規定に該当する債権について報告することとされているが、平成 30 年度時点では、その調査は行われていない。債権管理条例第 11 条各号の内容は以下のとおりである。

#### 【債権管理条例第 11 条】

（債権の放棄）

第 11 条 債権管理者は、非強制徴収公債権等について、次の各号のいずれかに該当するときは、当該債権及びこれに係る延滞金等を放棄することができる。

（1） 債務者が死亡、失踪、行方不明その他これらに準ずる事情にあり、当該債権について徴収できる見込みがないと認められるとき。

（2） 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 253 条第 1 項その他の法令の規定により、債務者が当該債権につきその責任を免れたとき。

（3） 債務者が生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）の規定による保護を受け、又はこれに準ずる状態にあり、当該債権について、履行させることが困難又は不適當であると認められるとき。

（4） 債務者が死亡し、その債務について限定承認があった場合において、その相続財産の価額が強制執行をした場合の費用並びに当該債権に優先して弁済を受ける市の債権及び市以外の者の権利の金額の合計額を超えないと見込まれるとき。

（5） 私債権について消滅時効の時効期間が経過したとき。

（6） 令第 171 条の 2 に規定する強制執行等又は令第 171 条の 4 に規定する債権の申出等の措置をとっても、なお完全に履行されない当該債権について、強制執行等の措置又は債権の申出等の措置が終了したときにおいて、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、履行させることが困難又は不適當であると認められるとき。

（7） 令第 171 条の 5 に規定する徴収停止の措置をとった当該債権について、徴収停止の措置をとった日から相当の期間を経過した後においても、なお履行させることが困難又は不適當であると認められるとき。

なお、市教育委員会は、期限が到来しているにもかかわらず未収となっている債権については、年 2 回の催告書を送付している。

#### ②債権管理条例第 11 条に基づいた調査を実施すべき（結果）

「決算における未収債権状況調査表」では、債権管理条例第 11 条に基づいた調査が行われていない。これは、後述するマニュアルがなく、調査方法が定まっていないことが原因である。

本来であれば、公金である以上、必ず徴収することが望ましいが、債務者の死亡や破

産などにより、徴収できなくなる場合が存在する。そのような場合には債権の消滅を認識すべきであり、管理コストもかさむことから、債権を放棄できるように条例で定めている。

この条例の趣旨を鑑みると、給食費の未収債権も同様に債権管理条例第 11 条に該当すべきものがないか調査すべきである。

### ③未収債権管理のためのマニュアルを作成すべき（結果）

現在、市では包括的な債権管理条例はあるものの、給食費の回収に関するマニュアル等はなく、明確な基準に基づいた管理が行えていない。マニュアルがないと、管理作業が属人的になるおそれがあるのに加えて、業務に漏れが発生しやすくなると考えられる。給食費収入の歳入管理のためにマニュアルは非常に重要であり、市教育委員会は未収債権管理のためのマニュアルを作成すべきである。

なお、市教員委員会の担当者によると、現在マニュアルを作成中とのことであり、令和元年度末に完成予定とのことである。



## 【8】教育支援・相談課

### 1. 教育支援・相談課の事務分掌

奈良市教育センター組織に関する規則では、教育支援・相談課の事務分掌について次のとおり定めている。

#### 総務係

- (1) 奈良市教育センターの施設及び設備の管理に関すること。
- (2) 奈良市教育センター内の他課の主管に属さないこと。
- (3) 奈良市教育センター学習に関すること。
- (4) 奈良市教育センター及び課の庶務に関すること。

#### 研修・研究係

- (1) 教職員研修に関すること。
- (2) 教育計画、教育内容及び教育方法の調査研究に関すること。
- (3) 学力・学習状況調査の分析に関すること。
- (4) 体力・運動能力調査に関すること。
- (5) カリキュラム開発に関すること。

#### 教員支援係

- (1) 教員の個別訪問研修の実施に関すること。
- (2) 児童生徒に係る訪問指導による教員への支援に関すること。
- (3) 学校図書館の支援に関すること。

#### 教育相談係

- (1) 不登校児童生徒の教育相談及び支援に関すること。
- (2) 特別な支援を必要とする幼児児童生徒の教育相談及び支援に関すること。
- (3) 関係機関等との連絡調整に関すること。

平成30年度時点では、教育支援課と教育相談課に分かれていたが、令和元年度に教育支援・相談課に統合されている。

【教育センターの概要】

教育センターは、地教行法第 30 条に基づいて都道府県及び市町村が設置することができる教育機関である。

地教行法第 30 条

地方公共団体は、法律で定めるところにより、学校、図書館、博物館、公民館その他の教育機関を設置するほか、条例で、教育に関する専門的、技術的事項の研究又は教育関係職員の研修、保健若しくは福利厚生に関する施設その他の必要な教育機関を設置することができる。

奈良市教育センターは、市の教育の中核的な施設として、教職員に対して奈良らしい教育や特色ある教育を創造するための研修を実施し、様々な教育課題の解決を図るために平成 23 年度に設置された機関である。また、子どもたちの豊かな学びを保障するとともに、地域全体で子どもたちを守り育てる体制づくりの推進を図り、奈良市教育ビジョンの「めざす子ども像」の実現を目指している。

2. 平成 30 年度決算額の内訳（事業別）

款	項	目	中事業名	決算額 (千円)
教育費	教育総務費	教育振興費	教育指導推進経費	19,035
			教職員教科等研修経費	23,479
			教育支援委員会経費	194
			特別支援教育推進経費	10,700
			学校教育検討推進経費	179
			教育センター運営管理経費	2,819
			教育センター学習事業経費	17,429
			教育メディア推進経費	4,071
		青少年指導費	青少年指導経費	26,638
			適応指導教室事業経費	7,268
合計				111,811

### 3. 監査の結果及び意見

#### (1) 奈良市教育委員会施策評価報告書における評価について

##### ①奈良市教育委員会施策評価報告書における評価に関する現状

地教行法第 26 条において、各教育委員会は、毎年、その教育行政事務の管理及び執行状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出するとともに、公表することが規定されている。

#### 地教行法第 26 条

教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第 1 項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第 4 項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

このため、市教育委員会では、法の趣旨に則り、効果的な教育行政の推進に資するとともに市民への説明責任を果たすため、市教育委員会において実施した事務について評価をし、その結果として「奈良市教育委員会施策評価報告書」を公表している。

また、その中で、【主な事業の達成状況】の評価方法として、以下の方針が示されている。

達成度	評価基準
5	予定を大幅に上回った（予定（目標値等）を 30%以上上回った場合）
4	予定を上回った（予定（目標値等）を 10%以上～30%未満上回った場合）
3	予定どおり実施できた
2	予定を下回った（予定（目標値等）を 10%以上～30%未満下回った場合）
1	予定を大幅に下回った（予定（目標値等）を 30%以上下回った場合）

（出所：市教育委員会から入手した資料を監査人が加工）

しかし、教育支援・相談課が所管している事業「2-01-01 特色のある教育の推進③教職員の研修の充実 1 教職員の研修の充実」においては、平成 30 年度の実施状況の成果として、個別訪問研修（訪問回数）や意欲向上（%）、集合型研修（講座数）、満足度（%）の実績が記載されているが、当該定量的な指標に対応する目標値がなく、課題と今後の方針においても定性的な記載のみで、その達成度は「3」と評価されていた。

##### ②個別訪問研修について、予定（目標）を設定した上で実績を評価し、定性評価と合わせて達成度を評価することが望ましい（意見）

奈良市教育委員会施策評価報告書の評価シートにて、平成 30 年度の実施状況の成果

（実績）として、定性的及び定量的な成果を記載し達成度を評価しているが、定量的な予定（目標）がない場合、定量的な実績との評価ができない（評価手法にも、例えば、目標値の10%以上～30%未満は「4」といった方針が示されている。）。

このため、定量的な実績を示すことが可能な指標については、可能な限り定量的な目標（KPI：重要業績評価指標）を設定し、実績と比較することで、定性的な成果と合わせて事業の達成度を評価することが望ましい。

## 【9】小学校・中学校

### 1. 小学校・中学校の選定方法

訪問する学校の選定に当たっては、以下を選定基準とした。

#### 【小学校・中学校の訪問校選定基準】

- ・「奈良市学校規模適正化実施方針」の学校規模分類に従い、規模別に、過小、小規模、適正規模、大規模を満遍なく選定
- ・給食が市の直営調理若しくは委託調理又は自校炊飯かどうか
- ・学校運営協議会を採用しているかどうか

その結果、以下の小学校2校、中学校2校に訪問し実地監査を行った。なお、高等学校は1校のため対象から除外した。

学校名	学級数※	規模	給食	運営協議会	決算額※ (千円)
右京小学校	9	小	直営	無	4,633
佐保川小学校	15	適正	委託	有	5,287
三笠中学校	27	大	委託（自校炊飯）	有	7,752
都跡中学校	10	適正	委託	無	4,918

※学級数は平成30年5月1日時点、決算額は平成30年度決算数値を使用している。

### 2. 監査の結果及び意見

#### (1) 物品管理について

##### ①物品管理に関する現状

物品については、会計規則第45条、第50条にて、主務課によって善良な管理者の注意をもって管理しなければならない旨が定められている。また、学校関係の物品の購入については会計規則第47条第2項にて以下のように定められている。

#### 奈良市会計規則第47条第2項

前項ただし書の場合のほか教育委員会の管理に属する機関において物品の購入をする場合は、教育委員会の管理に属する機関の長の支出負担行為に関する専決権の範囲内のものに限り、教育委員会の管理に属する機関の長において物品の購入の手続をすることができる。この場合において、当該物品の購入の予定価格が20万円以上であるときは、契約課長の承認を得なければならない。

したがって、当該規定によれば、予定価格が20万円未満の物品については、市教育委員会の管理に属する機関の長、すなわち、学校長の権限で購入手続を行うことができ

る。しかし、各学校が市教育委員会の管理に属する機関である以上、市教育委員会が物品を管理することに対する統一的な指示や指導をする立場にあることは免れない。

物品の実在性を確かめるためには、棚卸をすることが重要であるが、現状では物品の棚卸をする旨の規程はない。さらに、訪問した各学校でも独自の棚卸は実施されていなかった。

## ②物品の棚卸をすべき（結果）

現状、物品の棚卸に関する規程がなく、各学校においても定期的な物品の棚卸が行われていなかった。物品には私物化・盗難等のリスクがあり、これらのリスクを抑制し、物品を適切に管理するためには、棚卸は重要な手続である。物品の棚卸実施ルールを市教育委員会主導で定め、定期的に棚卸を実施し、物品を適切に管理するべきである。

なお、棚卸を実施するには、どこに何が保管されているのかを把握している各学校の教職員が担当することが効率的であるが、学校における物品種類は多岐にわたり、また数も非常に多くなるものと想定される。効率的・効果的に棚卸を実施するに当たっては、例えば、物品の換金可能性や金額的・質的重要性の観点などから一定の基準を設けて棚卸対象や棚卸頻度を検討するなど様々な方法が考えられる。

## (2) 労務管理について

### ①労務管理に関する現状

各学校において管理している時間外勤務時間の管理表を閲覧したところ、100 時間を超える時間外勤務をしている教員が見受けられた。100 時間を超えなくとも、全体的に時間外勤務が常態化していた。なお、理由は個人によって様々であり、一律に示すことはできない。

### ②業務時間内の業務実態の把握をすることが望ましい（意見）

各学校では時間外勤務時間及びその理由は把握しているものの、定時内の業務内容は把握できていなかった。時間外業務を把握するだけでは、なぜ時間外業務が発生しているのかが分からないため、業務時間内の業務実態も把握し、業務の見直しや平準化を学校長主導で行うことが望ましい。

業務時間内の把握方法としては、様々な方法があるが、例えば、以下のような方法が考えられる。

- ・ 業務をいくつかの種類に分類し、特定の期間だけ、業務時間内全ての業務内容を分類する。
- ・ アンケート方式により業務の負担割合を集計する。

これらの方法は業務の実態把握のために最も効果的・効率的な方法を採用すべきであり、過度に教職員の負担を増やすものであってはならない。また、対象校も全ての学

校ではなく、一部の学校をモデル校として指定し、調査検討を行うことも考えられる。

### (3) USB メモリの管理について

#### ①USB メモリに関する現状

市教育委員会は、「情報機器の適切な取扱いについて（通知）」を各学校へ通知しており、USB メモリの適切な取扱いについて、その中で通知している。当該通知には教職員が情報を校外へ持ち出す場合、「学校管理 USB メモリ持出し簿」に必ず記入することを求めている。なお USB メモリ自体は市教育委員会が認めたもののみが利用できるようにシステムで制御されているため、私物の USB メモリを利用することはできない。

当該「学校管理 USB メモリ持出し簿」は、以下のようなひな型になっている。

シリアル No. :

No.	貸出日	貸出時間	利用者 氏名	持出し範囲	返却日	返却時間	情報セキュリティ 管理者印
				情報の保存内容			
	/	:		校内・校外	/	:	

しかし、訪問した一部の学校では当該ひな型は用いられておらず、貸出日と返却状況のみが記載された「USB 貸出確認表」という管理資料を利用していた。

#### ②有効な管理簿を用いるべき（結果）

一部の学校で利用されていた「USB 貸出確認表」は、利用者の氏名、持出し範囲（校内・校外）、情報の保存内容などの記載ができない様式になっていた。当該学校では、教頭が USB メモリの管理責任を有しており、教職員が USB メモリを利用する場合には、教頭にその目的や利用場所を伝え、教頭が「USB 貸出確認表」に貸出日を記載し、返却があればチェックをしている（USB の利用頻度は月 1～2 回程度であり、USB メモリ現物も 5 つだけである）。

しかし、USB メモリを利用する際には誰が何の目的で、どこで利用したのかを明確にしておかないと、情報漏えいがあった場合に初動が遅くなる可能性がある。

また、市教育委員会も通知にて「学校管理 USB メモリ持出し簿」を利用することを要請しており、管理に必要な情報が不足している独自様式ではなく、市教育委員会の要請する「学校管理 USB メモリ持出し簿」を利用する必要がある。

#### (4) シルバー人材センターへの業務委託について

##### ①シルバー人材センターへの業務委託に関する現状

市教育委員会は、公益社団法人奈良県シルバー人材センター協議会（以下「シルバー人材センター」という。）と労働者派遣基本契約を結んでおり、一部の学校でシルバー人材センターから用務員として人材の派遣を受けている。

用務員は日々「勤務実績通知書／派遣元への通知書」に就業日、始業時刻、終業時刻、休憩時間、業務内容などを記載し、勤務管理者（学校長）の確認を得ている。この「勤務実績通知書／派遣元への通知書」の平成31年4月分を閲覧したところ、全日程について全用務員の始業時刻が7時30分、終業時刻が16時30分となっていた。しかし、実際には、学校の開錠が必要なため7時には用務員は来校しているとのことだった。

##### ②適切な時間を把握し契約に反映させることが望ましい（意見）

用務員の勤務時間が全て7時30分から16時30分となっているのは、労働者派遣基本契約書の施設業務仕様書にてそのように定められているため、との回答を得た。また、契約上は時間給でシルバー人材センターへ委託料を支払っており、7時30分から16時30分までの9時間から1時間の休憩時間を除いた8時間分を支払っている。

しかし、実際には用務員は7時には来校し、開錠している。仕様書には開錠も業務内容に含まれており、実際の時間と通知書上の時間が異なることになる。

そのため、勤務記録を契約書に合わせるのではなく、勤務実績に契約書を合わせることを望ましい。したがって、勤務実績通知書では実際の時間を記載し、実際の時間と契約書の始業時刻にかい離があるのならば、契約書の変更を検討することが望ましい。